

家計相談支援の動向と 生活福祉資金貸付制度について

平成29年度家計相談支援事業従事者研修第1回資料

平成29年6月6日（火）

厚生労働省社会・援護局

地域福祉課生活困窮者自立支援室

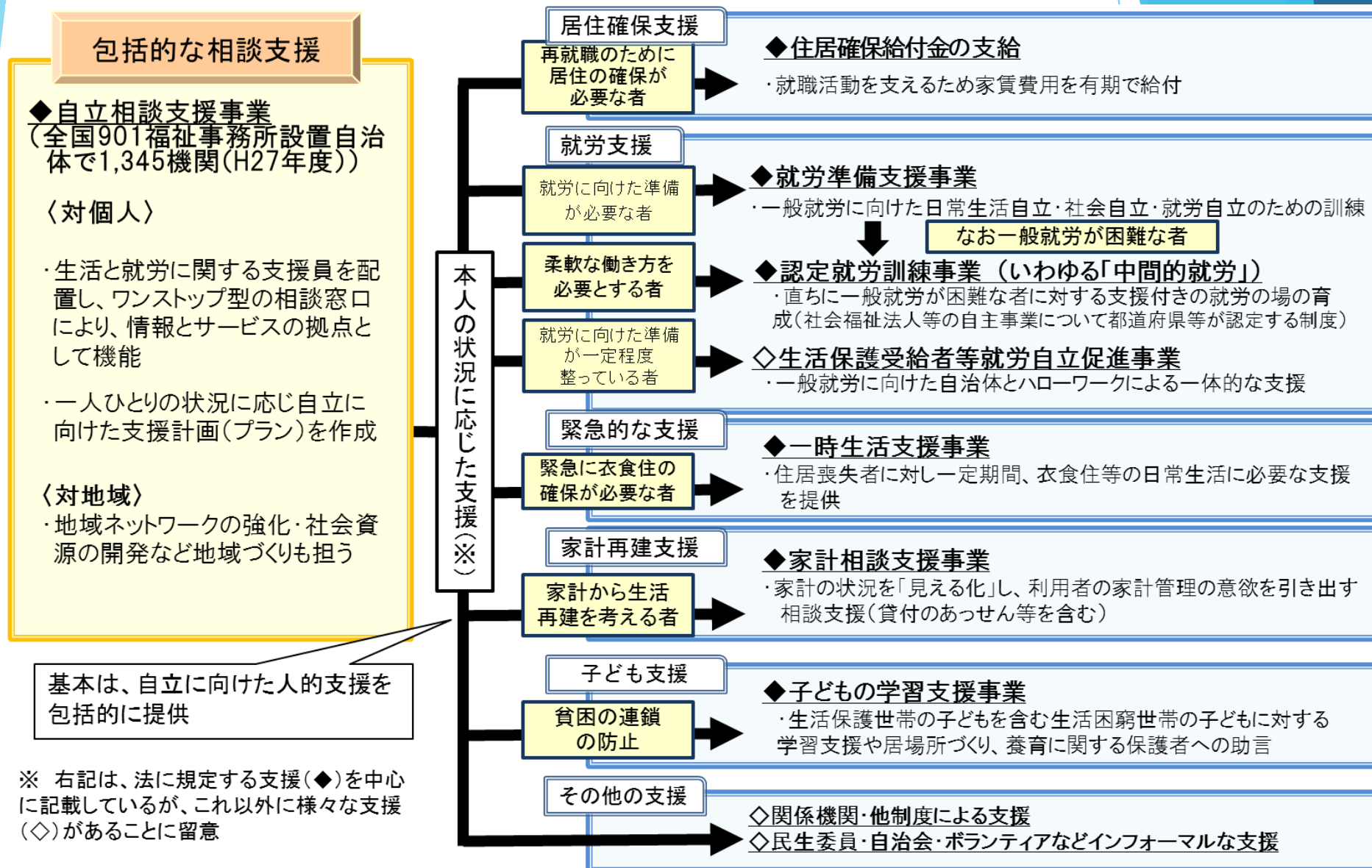
安蒜 丈範

【目次】

1. 生活困窮者自立支援制度の動向 3
2. 制度見直しの動向 10
3. 家計相談支援事業の動向 15
4. 生活福祉資金貸付制度の概要 24
5. 生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度の連携 46

1. 生活困窮者自立支援制度の動向

◆生活困窮者自立支援制度の概要



◆生活困窮者自立支援制度における支援状況

- 施行後2年間の支援状況は、
 - ・ 新規相談者は約45万人、
 - ・ プラン作成により継続的に支援した人は約12万人、
 - ・ 就労・増収した人は約6万人、
 - ・ 支援における就労・増収率は約7割
 といった状況にある。 ※H29. 2までの実績をもとに推計。

○ 平成27年度と28年度を比較するとプラン作成件数が伸びており、相談を包括的に受け止めて支援することが定着してきているといえる。

○ 就労・増収率の実績は高い水準にあるが、支援においては、一般就労や増収といった状況だけでなく、それらに至るまでのステップアップを丁寧に把握していくことも重視。

【参考】国の目安値・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	H28年度 目安値	H29年度 目安値	KPI(H30年度)
新規相談件数	22件	24件	年間40万人 →人口10万人・1ヶ月 当たり換算で26件
プラン作成件数	11件	12件	新規相談件数の50%
就労支援対象者数	7件	7件	プラン作成件数の 60%
就労・増収率	42%	70%	75%
1年間でのステップ アップ率	—	80%	90%

※新規相談件数・プラン作成件数・就労支援対象者数は人口10万人・1か月当たり。

※就労・増収率のKPIは、実績を踏まえH28年度に見直しを実施。

※ H29年度からKPI・目安値に「1年間でのステップアップ率」を追加。

支援状況調査集計結果(H27.4～H29.2)

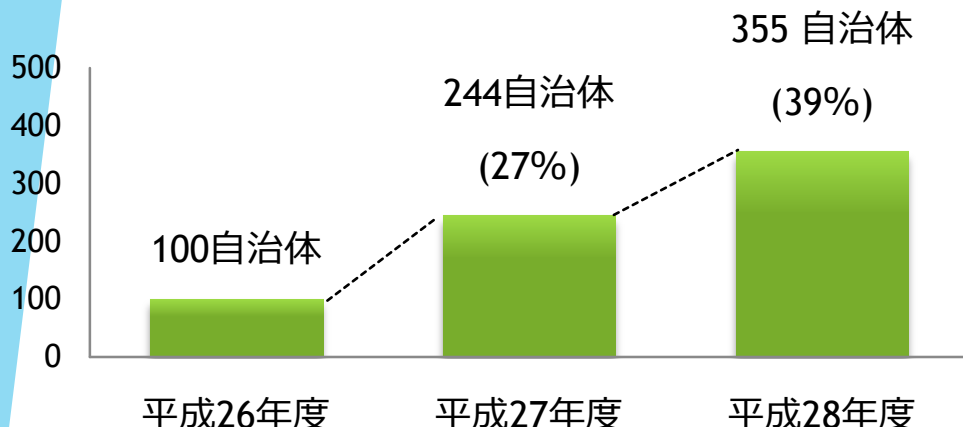
	新規相談件数		プラン作成件数		就労支援 対象者数		就労者数		増収者数		就労・ 増収率
	(総数・件)	(人口10万人 当たり)	(総数・件)	(人口10万人 当たり)	(総数・件)	(人口10万人 当たり)	(総数・件)	(うち就労支援 対象プラン作成分)	(総数・件)	(うち就労支援 対象プラン作成分)	
H27年度	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	—	6,946	—	—
H28年度 ※H29.2ま での速報値	198,224	14.1	59,947	4.3	28,841	2.0	22,834	16,095	6,407	4,282	71%

(出典)生活困窮者自立支援制度における支援状況調査(生活困窮者自立支援室)。各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生じることがある。

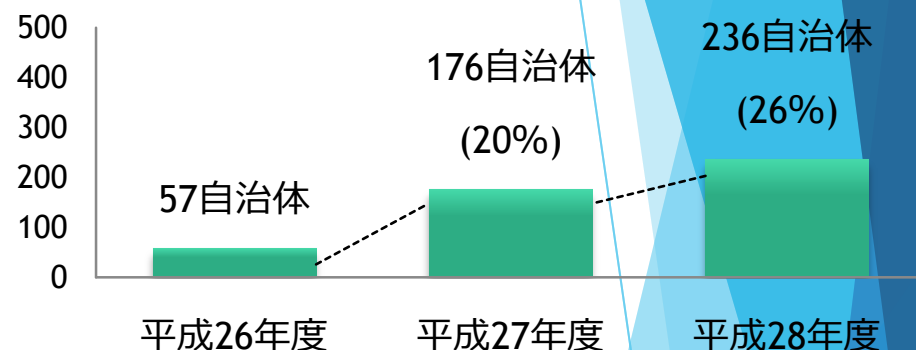
◆任意事業の実施状況

○平成28年度の任意事業の実施自治体数は、平成27年度の実施自治体数と比較して、大幅に増加。

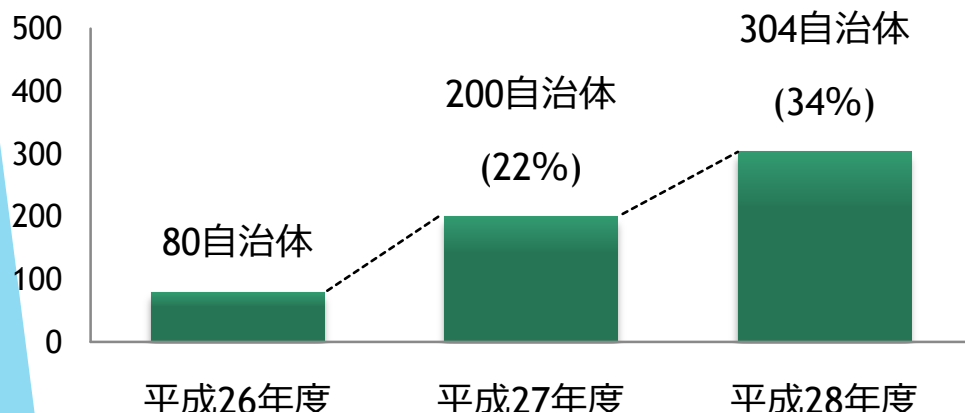
就労準備支援事業



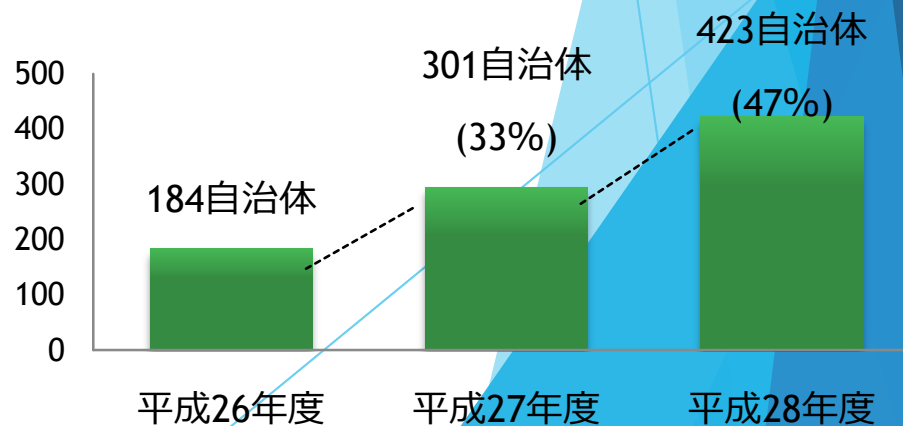
一時生活支援事業



家計相談支援事業

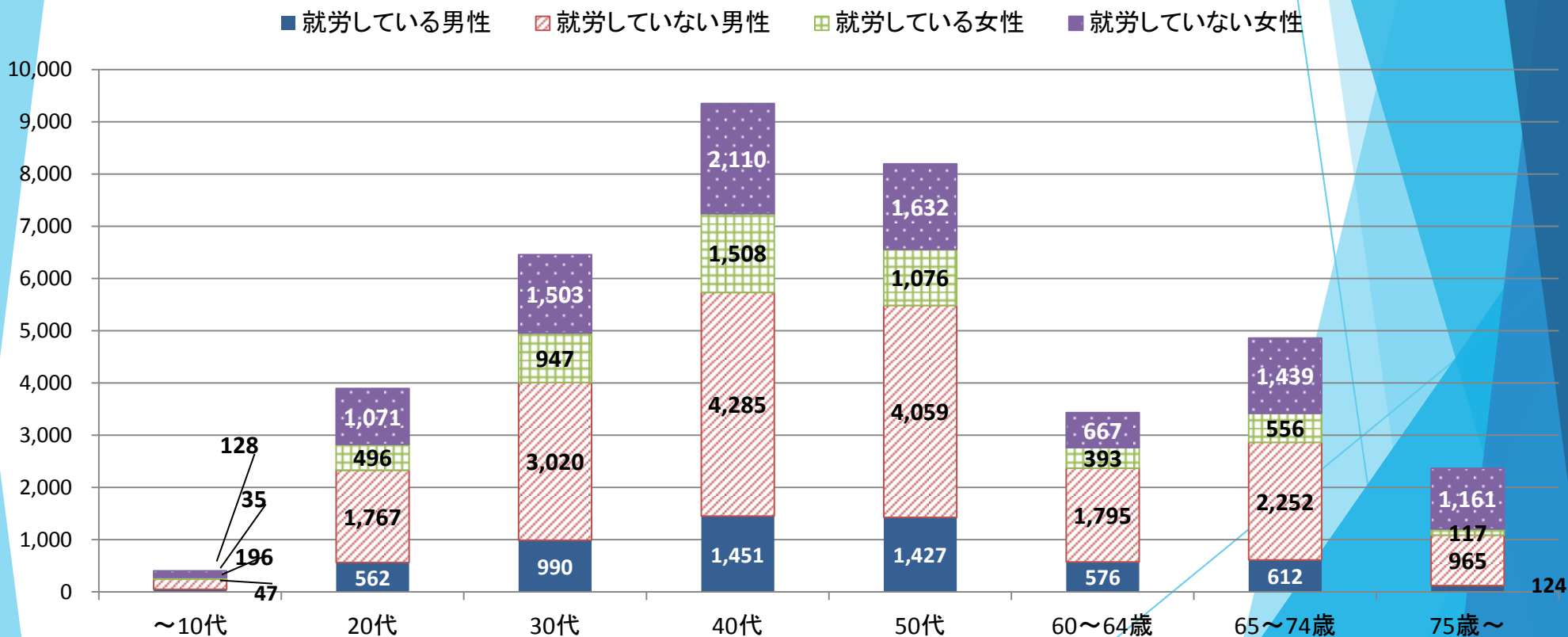


子どもの学習支援事業



◆新規相談者の状況 (性別・世代別・就労状況等)

- 新規相談者の状況を性別・世代別・就労の有無別に見ると、
 - ・ 全体の6割を男性が占めるが、特に40～50代の就労していない男性で全体の約21.4%を占める。
 - ・ 全体の約28.0%が就労している（男性で約24.0%、女性で約34.6%）。
 - ・ 65歳以降の相談者が全体の約18.5%を占める。
- 新規相談者のうち、子どものいる50代以下の相談者が全体の約3割を占める。



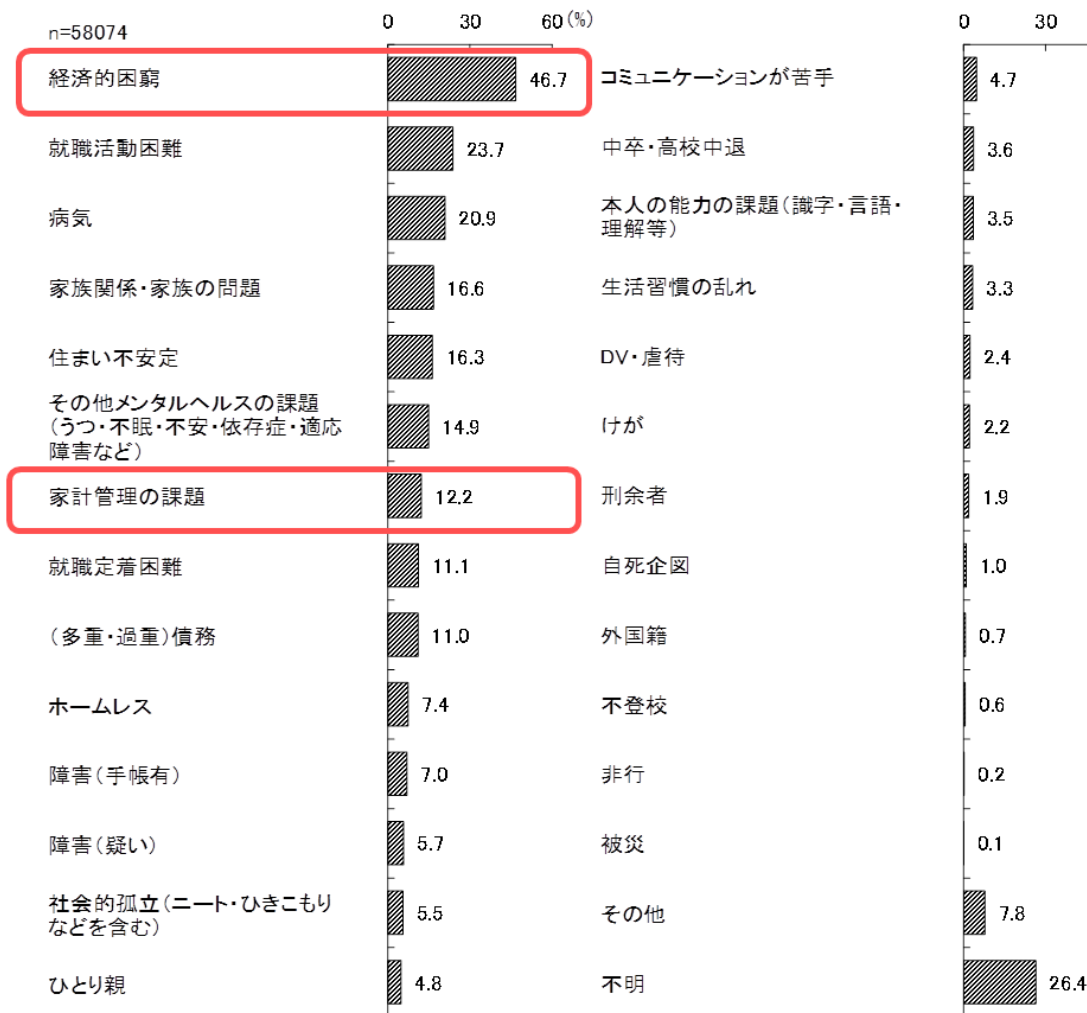
(出典)平成27年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績、対象者像等に関する調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象119自治体の平成27年4月～平成28年3月の新規相談受付58,074ケースのうち、年齢・性別・就労状況の3つが明らかな38,967ケースについてグラフ化したもの。子どものいる50代以下の相談者の割合は、子どもの有無別が明らかな36,186ケースの内数。

(3) 生活困窮者自立支援制度の相談者の状況

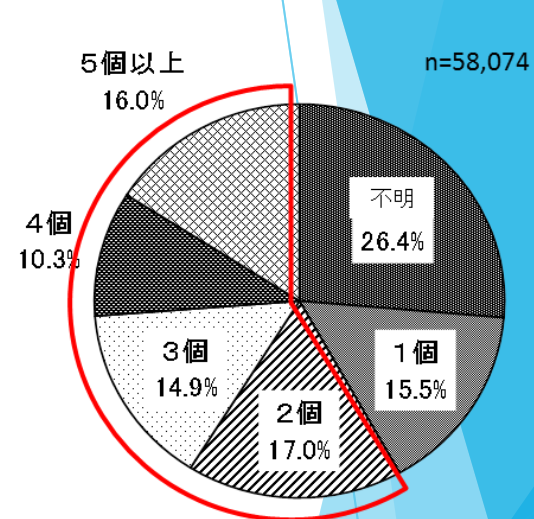
◆ 本人の抱える課題

○ 新規相談者の抱える課題は経済的困窮を始め多岐にわたり、複数の課題を抱える者が半数を超える。

1. 新規相談者の特性(抱える課題)



2. 左の各項目の該当個数



(出典)平成27年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績、対象者像等に関する調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象119自治体の平成27年4月～平成28年3月の新規相談受付58,074ケースについてグラフ化したもの。

(3) 生活困窮者自立支援制度の相談者の状況

◆プラン作成対象者の状態像

- プラン作成対象者の特性は、性別・世代を問わず「経済的困窮」の該当が最も多い。
- 男女ともに現役世代を中心に「就職活動困難」が挙がるほか、50代以降は「病気」、75歳以上は「家計管理の課題」が挙がるのが特徴的。若年層では男性の「住まい不安定」、女性の「家族関係」も特徴的。

男性

	～10代	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65～74歳	75歳以上
1位	経済的困窮 37.8%	経済的困窮 56.9%	経済的困窮 63.4%	経済的困窮 66.3%	経済的困窮 68.5%	経済的困窮 70.3%	経済的困窮 64.6%	経済的困窮 61.3%
2位	就職活動困難 .	就職活動困難 39.7%	就職活動困難 37.3%	就職活動困難 43.0%	就職活動困難 43.4%	就職活動困難 39.6%	就職活動困難 36.5%	病気 37.0%
3位	家族関係 共に29.1%	住まい不安定 29.7%	住まい不安定 30.7%	住まい不安定 27.5%	病気 34.3%	病気 39.1%	病気 36.9%	家計管理の 課題 36.6%

女性

	～10代	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65～74歳	75歳以上
1位	経済的困窮 .	経済的困窮 52.8%	経済的困窮 62.2%	経済的困窮 63.9%	経済的困窮 66.0%	経済的困窮 62.9%	経済的困窮 62.5%	経済的困窮 66.5%
2位	就職活動困難 共に30.6%	就職活動困難 36.7%	就職活動困難 40.2%	就職活動困難 39.5%	就職活動困難 40.0%	就職活動困難 41.9%	就職活動困難 37.1%	病気 39.2%
3位	家族関係 27.1%	メンタルヘルス の課題 31.3%	家族関係 29.6%	家族関係 29.9%	病気 33.3%	病気 36.5%	病気 29.4%	家計管理の 課題 35.8%

(出典) 平成27年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績、対象者像等に関する調査研究事業。調査対象119自治体の平成27年4月～平成28年3月の支援決定等ケース14,746件について、状態像28項目(複数回答)の出現率を集計し、上位3項目を掲載。

2. 制度見直しの動向

◆生活困窮者自立支援法の検討

○生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）附則（抄）

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

◆経済・財政再生計画 改革工程表（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定）（抄）

	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI（第一階層）	KPI（第二階層）
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度				
<p>＜厚生労働省＞</p> <p>＜㊤生活困窮者自立支援制度の着実な推進＞</p> <p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す</p>	<p>通常国会</p>	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p>	<p>通常国会</p>			<p>自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】</p> <p>自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】</p> <p>自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】</p> <p>自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ（連絡・調整や同行等）件数【見える化】</p>	<p>就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに75%】</p> <p>継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率 （※）【2018年度までに90%】 （※）「自立意欲等」「経済的困窮」「就労」に関する状況が改善している者の割合</p> <p>生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】</p> <p>任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】</p>
		<p>2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む）</p>					

◆生活保護法の検討

○生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四号）附則（抄）

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第一条及び第二条の規定による改正後の生活保護法の規定の施行の状況を勘案し、同法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

◆経済・財政再生計画 改革工程表（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定）（抄）

	集中改革期間		2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度				
<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p>＜⑩就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む＞</p> <p>＜⑪生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化＞</p> <p>＜⑫平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し＞</p> <p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするのと同時に、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する</p> <p>頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進</p> <p>生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討</p> <p>生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進</p> <p>2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む）</p>					<p>就労支援事業等の参加率【2018年度までに60%】</p> <p>医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】</p> <p>頻回受診対策を実施する自治体【100%】</p>	<p>就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに50%】</p> <p>「その他世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）【2018年度までに45%】</p> <p>就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】</p> <p>就労支援事業等の自治体ごとの取組状況【見える化】</p> <p>「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】</p> <p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【2017年央までに75%。2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する】</p> <p>頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【2018年度において2014年度比2割以上の改善】</p> <p>生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】</p> <p>後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】</p>

◆ 両法に係る検討経過と今後の検討の枠組

	～平成29年4月	平成29年5月～12月	平成30年
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会(平成28年10月～平成29年3月)	<p>社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会</p> <p>※平成30年通常国会への生活困窮者自立支援法及び生活保護法改正法案の提出を含め検討 (主な検討事項)</p>	改正法案提出
生活保護法	<p>テーマごとの検討 生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会(平成28年7月～平成29年4月)</p> <p>生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会(平成28年10月～平成29年4月)</p>	<p>生活困窮者自立支援法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自立相談支援のあり方 ○ 家計相談支援のあり方 ○ 一時生活支援のあり方 ○ 高齢者に対する支援のあり方 ○ 制度理念、自治体等の役割 等 <hr/> <p>生活保護法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 就労支援のあり方 ○ 健康管理のあり方、医療扶助の更なる適正化 ○ 無料低額宿泊所等の規制、単独で自立した生活が困難な者に対する生活支援の検討 等 	
		国と地方の協議(平成29年2月～)	
生活保護基準の改定	基準部会(平成28年5月～)	(28年度は検証方法の検討)	生活保護基準に関する検証 →

◆今後さらなる対応を要する課題と主な論点

- 「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」（座長：宮本太郎中央大学教授）において、「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理」をとりまとめ。

まだ支援につながっていない生活困窮者への対応

- 自ら自立相談支援機関へ相談することの難しい人にも確実に支援することが必要
- 経済的困窮かどうかに関わらず、すべての相談を断らないことを徹底することが必要

支援メニューの不足

- 地域に就労の場等を求める取組は試行錯誤している自治体も多い段階
- 就労準備支援・家計相談支援は、支援において不可欠だが、実施率は約3割～4割
- 住まいを巡る課題への支援の不足
- 当座の資金ニーズへの対応
- 生活保護の支援との一貫性の確保の必要性

対象者に応じた支援の必要性

- 貧困の連鎖防止・子どもの貧困への対応、高齢の生活困窮者への支援が社会的課題

自治体の取組のばらつき

- 先進的に取り組む自治体と取組が脆弱な自治体の差の拡大

(1) 自立相談支援事業のあり方に関する論点

- 自立相談支援事業において自治体が支援員をしっかりと配置できるような枠組みの必要性
- 関係機関において既に生活困窮の端緒を把握している人をしっかりと相談につなげる仕組みの必要性（生活保護、税部門、学校等）
- 都道府県等の関係機関（地域自殺対策推進センター等）との連携強化
- 法の対象者のあり方

(2) 就労支援のあり方に関する論点

- 就労準備支援事業の必須化
- 自治体における無料職業紹介の積極的な取組
- 認定就労訓練事業所に対する経済的インセンティブ

(3) 家計相談支援のあり方に関する論点

- 家計相談支援事業の必須化

(4) 子どもの貧困への対応に関する論点

- 子どもの学習支援事業の内容の標準化と、貧困の連鎖防止のための総合的な事業としての再構築
- 学習支援を世帯支援につなげる

(9) 支援を行う枠組みに関する論点

- 制度理念の法定化、人材養成研修のあり方
- 基礎自治体を支援する都道府県の役割、町村部の施行に町村役場が当事者として参画する枠組みの必要性
- 社会福祉法人が行う生活困窮者に対する支援との連携

(5) 一時生活支援のあり方に関する論点

- 一時生活支援事業の広域実施推進

(6) 居住支援のあり方に関する論点

- どのような居住支援が考えられるか
- 新たな住宅セーフティネットの活用

(7) 高齢者に対する支援のあり方の論点

- 高齢者への就労、居住支援
- 高齢期になる前の予防的支援

(8) 関連する諸課題に関する論点

- 生活福祉資金の貸付要件等の見直し
- 生活保護との間での支援の一貫性の確保

3. 家計相談支援事業の動向

◆家計相談支援事業とは・・・

- 家計表等を活用し、**本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析（アセスメント）**を行い、状況に応じた家計再生プランを作成。
- 具体的な支援業務としては以下の①～④のとおり

- ① **家計管理に関する支援**（家計表等の作成支援、出納管理等の支援）
- ② **滞納（家賃、税金、公共料金等）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援**
- ③ **債務整理に関する支援**（多重債務者相談窓口との連携等）
- ④ **貸付のあっせん** 等を行う。

支援の流れとねらい

1. 世帯の家計の見える化 (相談時家計表の作成)

2. 月単位又は数年先の家計推移の見通しを立て、家計計画を検討 (家計計画表・キャッシュフロー表の作成)

3. 継続面談を通じたモニタリング

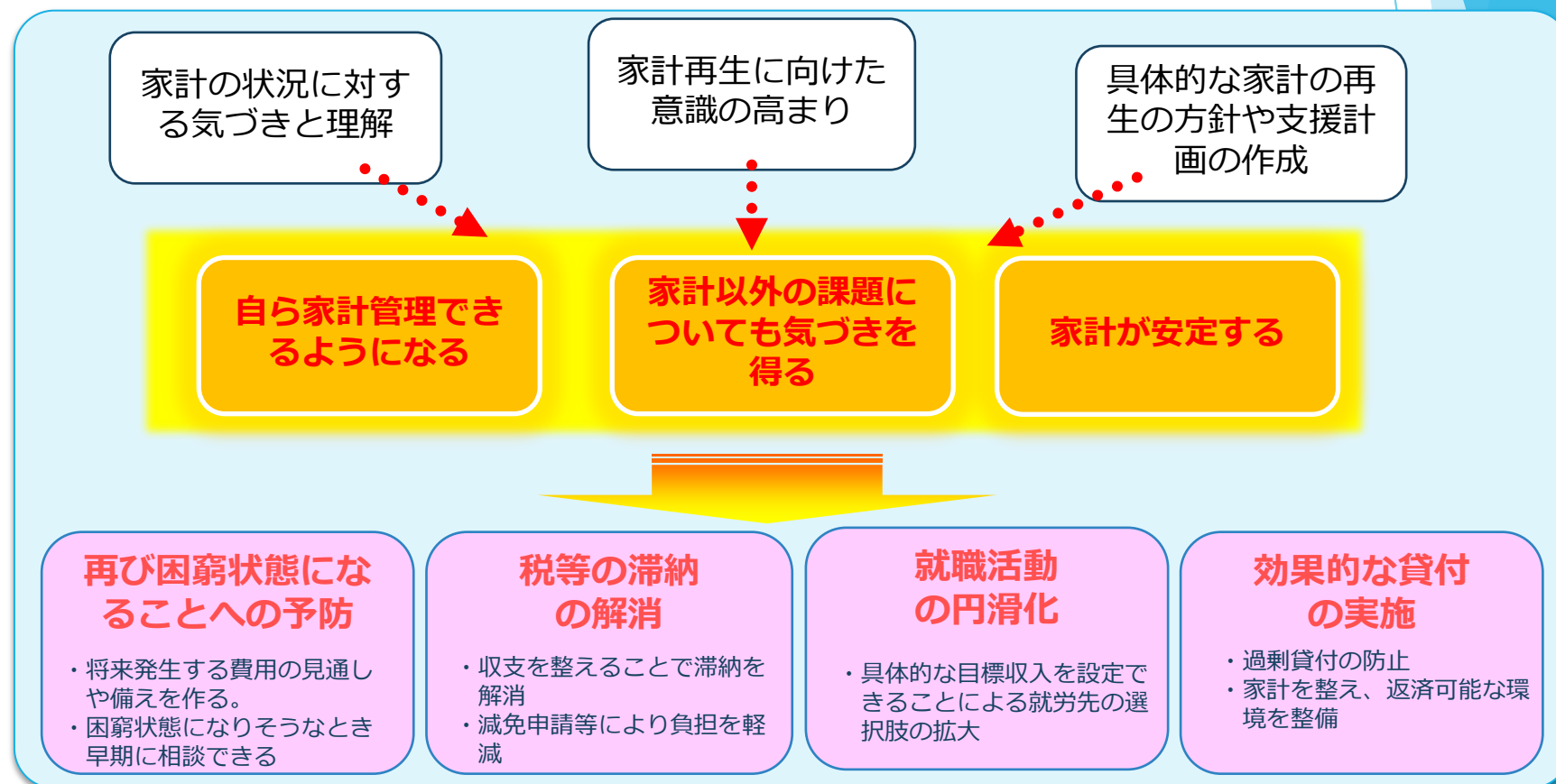
- ・・・収支を把握し**本人自ら「いくら足りないか」**に気づく
- ・・・家計相談支援員とのやりとりの中で**「何を増やし、何を減らすか」**を本人が自分で考え、**見通しを立てる**（各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス）
- ・・・本人が**自力で家計管理できる**ようになるまでの支援

【本人の状況に応じて組み込む支援】

滞納している税・公共料金等や債務の分納・償還、貸付のあっせん等

◆期待される支援効果

- 家計相談支援事業を通じて、自力で家計を管理できるようになり、世帯としての家計基盤が整った結果として、**再び困窮状態になることの予防や滞納している税・公共料金等や債務の解消、就職活動の円滑化、効果的な貸付の実施**という効果が期待される。

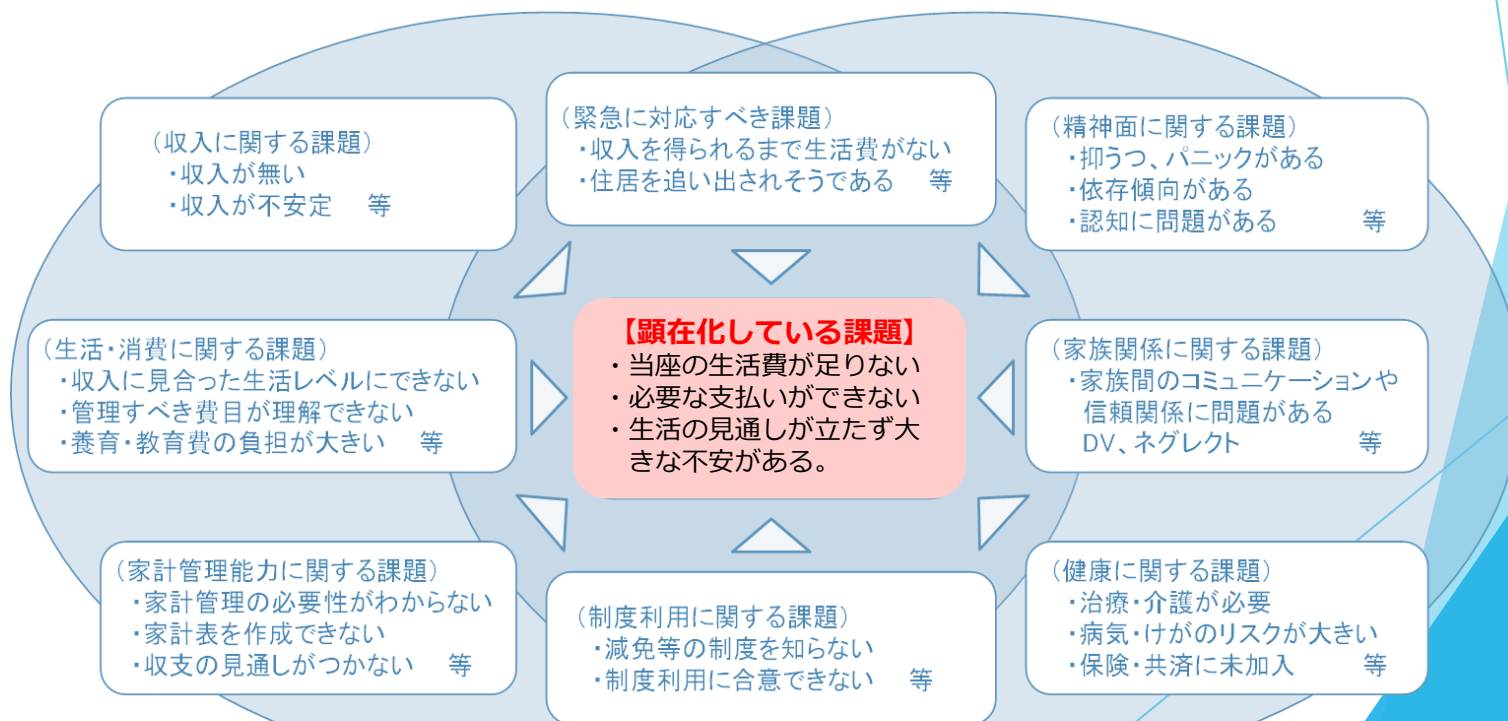


◆家計相談支援事業の利用者像

- 家計相談支援事業を利用する相談者の課題の背景には、家計に関わる課題だけでなく、**家計以外の生活全般にわたる課題が影響している場合も多くある。**
- このため、生活困窮者の生活の再生と自立を支援するためには、主訴だけに捉われず、**主訴の背景にある根源的な課題を捉え、支援の出口を見出し課題の解決を図ることが重要**

《家計に関わる課題》

《家計以外の生活全般に関わる課題》



◆ 家計相談支援事業の利用者の状況

- 家計相談支援事業の利用者は、プラン作成対象者全体と比べて、「家計管理の課題」、「(多重・過重)債務」、「家族関係・家族の問題」、「経済的困窮」、「病気」、「障害(手帳有)」、「その他メンタルヘルスの課題」といった特性を有している。

1. 利用件数・人数(H27年度)

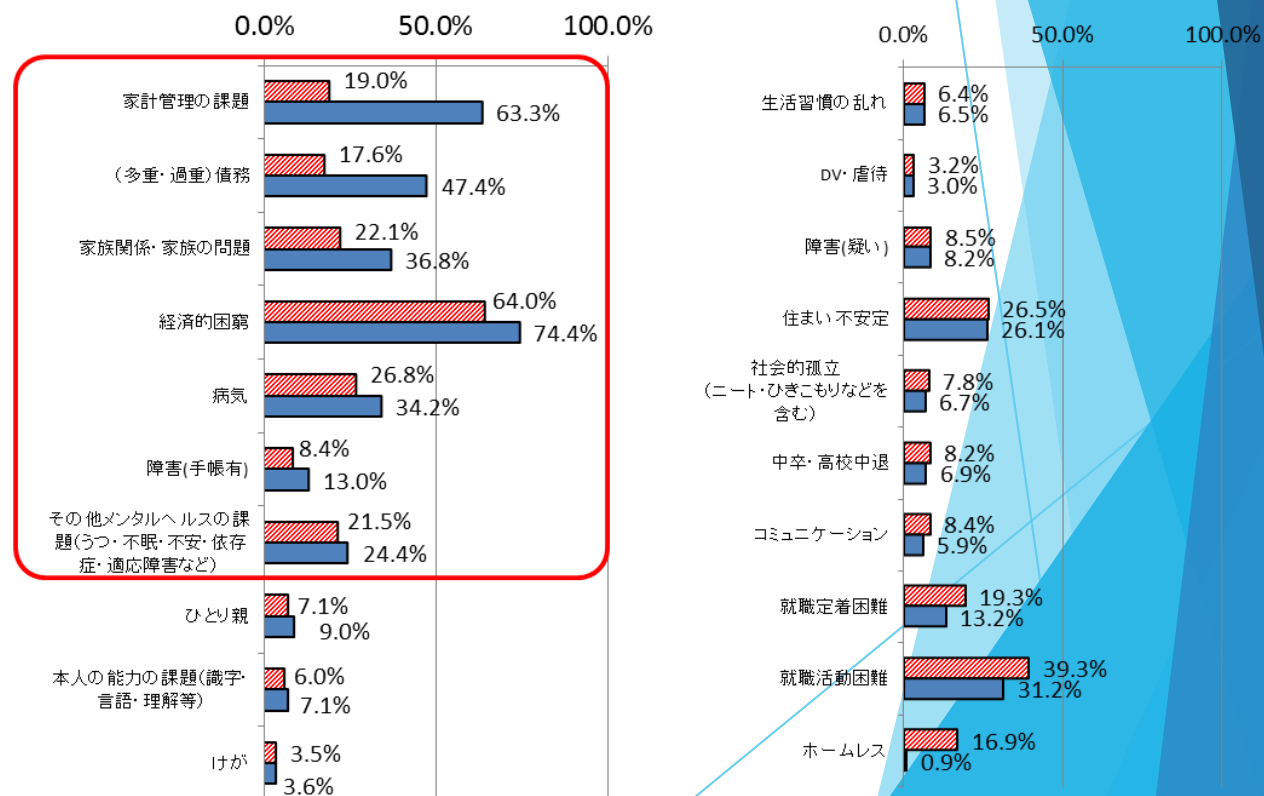
利用件数

4,696件

利用人数

4,002人

2. 家計相談支援事業利用者の特性



n=14,746

n=1,493

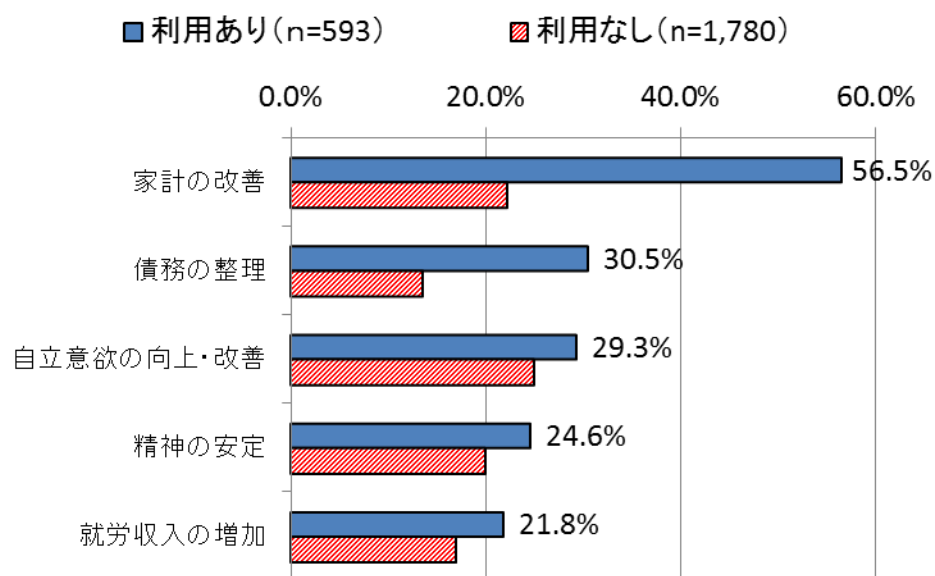
(出典) 平成27年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績、対象者像等に関する調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象119自治体の支援決定・対象者数14,746件及びそのうち家計相談支援事業利用者1,493件についてのもの。(初回プランのみ、複数回答可)

(出典) 平成27年度自立相談支援事業等実績調査

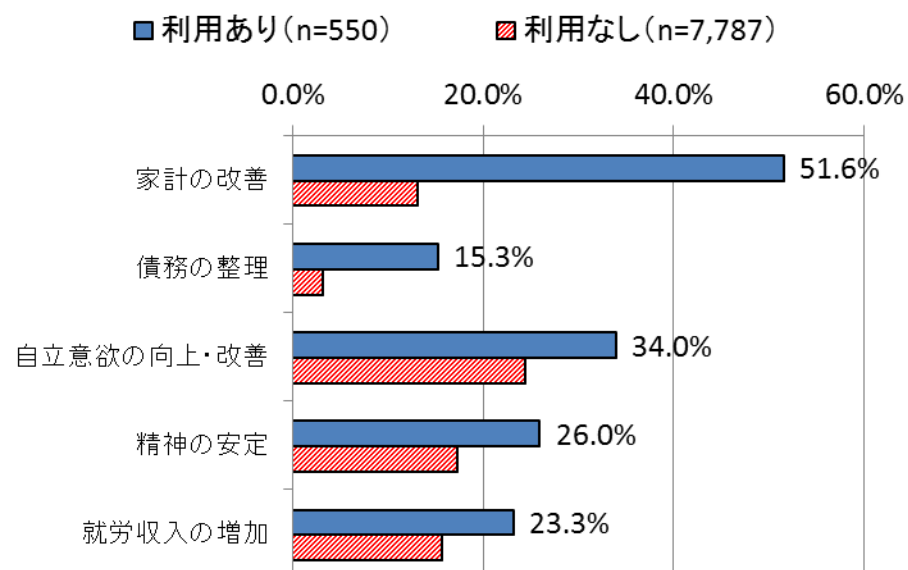
◆ 家計相談支援事業の利用効果

- 家計相談支援事業の利用効果は、「家計の改善」「債務の整理」「自立意欲の向上・改善」「精神の安定」「就労収入の増加」等において確認できる。
- 利用者の特性として、「家計管理の課題」又は「(多重・過重)債務」がない者についても、家計相談支援事業の利用は、支援対象者の状態像の改善に寄与していることが確認できる。

1. 「家計管理の課題」又は「(多重・過重)債務」がある者に見られた変化



2. 「家計管理の課題」又は「(多重・過重)債務」がない者に見られた変化



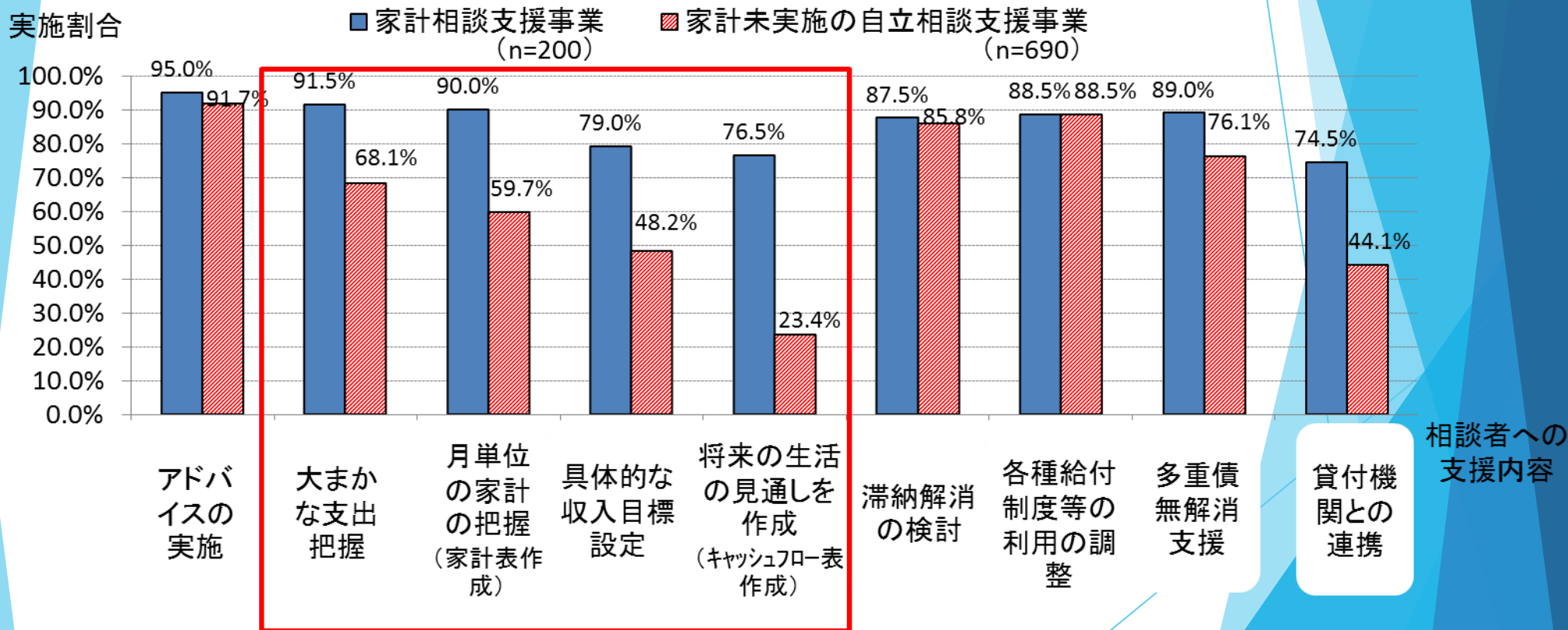
(出典) 平成27年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績、対象者像等に関する調査研究事業」。調査対象119自治体の平成27年4月～平成28年3月の支援決定等ケース14,746件について、

1: 「家計管理の課題」又は「(多重・過重)債務」がある者のうち、最終した2,373ケースについて、「見られた変化」21項目(複数回答)のうち、事業利用によって高く出ている上位5項目をグラフ化。

2: 「家計管理の課題」又は「(多重・過重)債務」がない者のうち、最終した8,337ケースについて、1と同項目をグラフ化

◆ 自立相談支援事業が行う支援との違い

- 家計相談支援事業と、自立相談支援事業における家計面の支援の違いとしては、
 - ・ アドバイスの実施や、滞納解消の検討、各種給付制度等の利用の調整については大差がないものの、
 - ・ **大まかな支出把握、月単位の家計の把握、具体的な収入目標設定、将来の生活の見通しの作成等については、両者の間で開きがあり、家計相談支援事業でなければ十分に実施できていないと考えられる。**



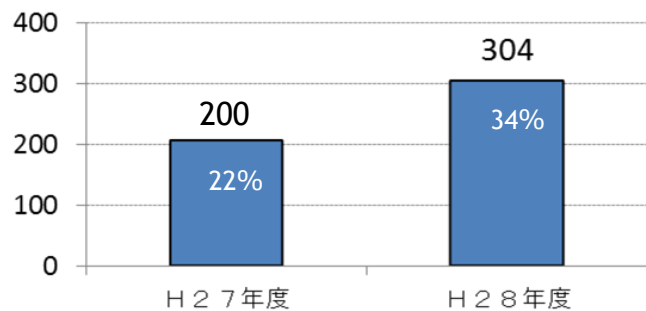
(出典) 平成27年度自立相談支援事業等実績調査。家計相談支援事業における家計支援の内容と、家計相談支援事業未実施自治体の自立相談支援事業における支援内容を比較したもの。

◆ 家計相談支援事業の実施状況

- 実施自治体数は、平成28年度で304自治体（実施率34%）
- 人口規模別にみると50万人以上100万人未満の自治体が最も実施率が高い。

1. 実施自治体数の推移

(n=901)



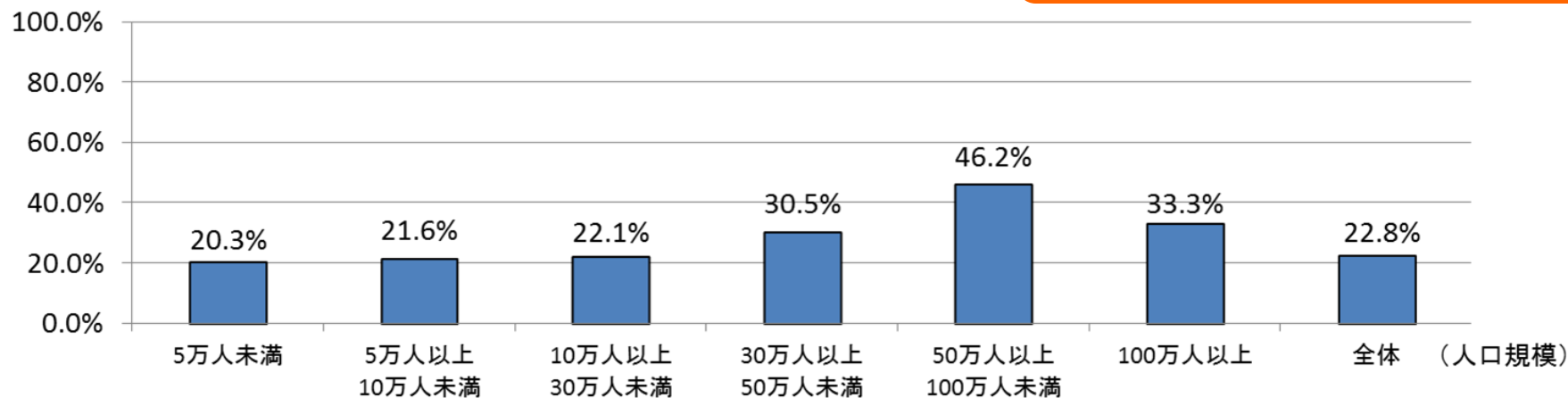
未実施自治体においても**必要性の認識は高い**

※ 未実施自治体のうち、事業の必要性「あり」と認識している自治体の割合**78%**

より全国に普及させ、収入・支出の両面から生活困窮者の生活をきめ細かに支援することが必要

2. 人口規模ごとの実施率

(実施率)



(出典) 平成27年度・28年度事業実施状況調査、平成27年度の自立相談支援事業等実績調査

◆家計相談支援のあり方に関する論点

（家計相談支援の必要性・効果）

- 家計相談支援事業の専門的手法は、**生活困窮からの脱却に不可欠であり**、地方自治体の任意で行われる事業ではなく、**必須とされるべきではないか**。
- 家計相談支援を自立相談支援事業の中でも行えるとの意見もあるが、的確な収支把握、それに基づく将来の見通しの作成、家計状況に関するモニタリング（伴走支援）といった専門的な内容までは実施できていないのではないか。

（課題）

- 未実施自治体にとっては、補助率（2分の1）が事業化における課題となっているのではないか。
- 家計相談支援事業実施自治体においても、**自立相談支援事業における利用の促し方等、事業間の連携上の課題があるのではないか**。
- このことから、家計相談支援を必須とするに当たっては、自立相談支援事業の機能として位置付けるか、別事業とすべきかが重要ではないか。なお、この点については、自立相談支援事業の中に位置付け相談支援に織り込んだ方が現場としては取り組みやすいのではないか、自立相談支援事業の中に専門職として位置付けてはどうか、地域ごとに体制を吟味できる方がよいのではないかといった意見があった。
- 家計相談支援事業についても、**利用による効果は明らかであるのに利用者に躊躇があるとすれば**、利用を後押しできるよう、**本人が実感できる効果**（例：滞納している税・公共料金等の分納計画作成支援を受けられる等）と組み合わせる**ていくことが必要**ではないか。

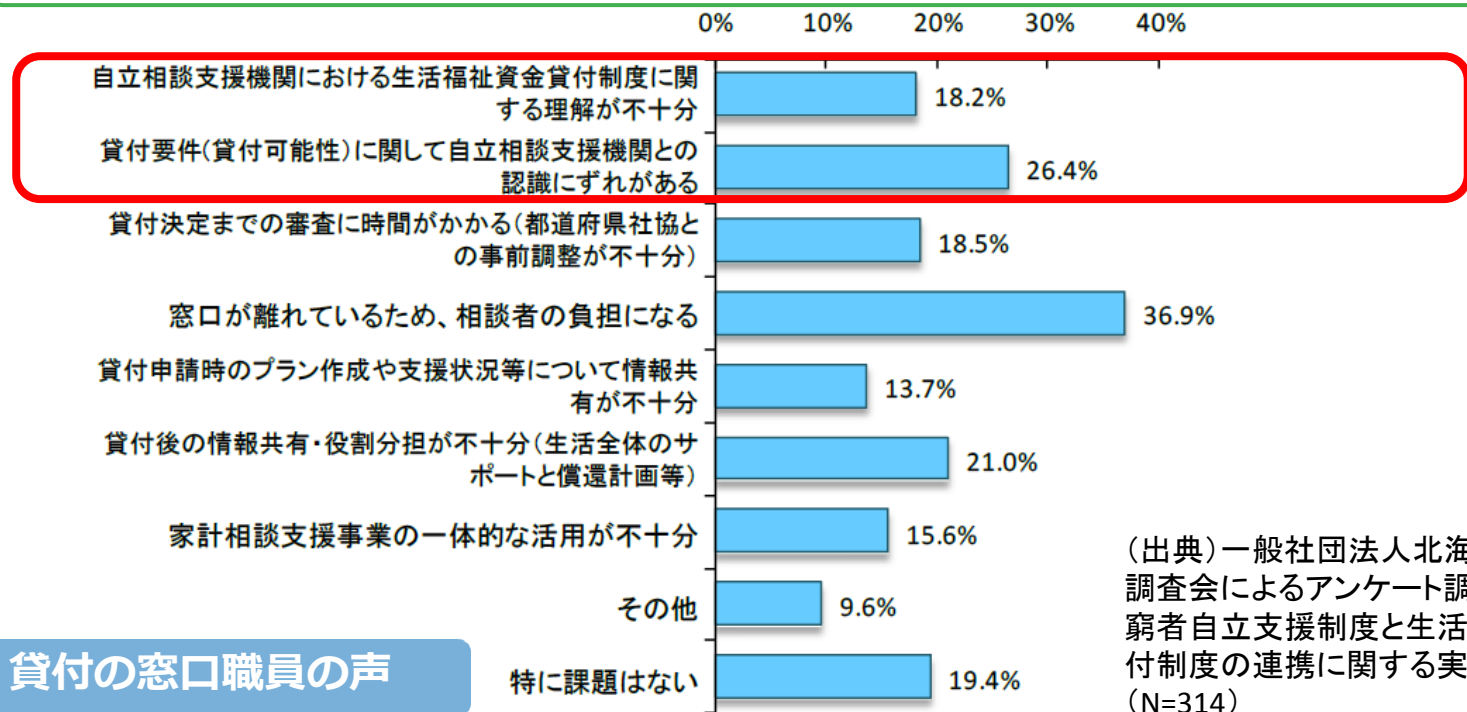
（生活福祉資金との連携）

- **生活福祉資金の貸付に当たり、家計相談支援事業を活用していくべき**ではないか。

4. 生活福祉資金貸付制度の概要

◆ 自立相談支援機関との連携における課題

- 社会福祉協議会側からみた課題をみると、「生活福祉資金貸付制度に関する理解が十分ではない」、「本人の自立に向けて貸付が本当に有効かどうかといった見解にずれがある」などの理由から、やりづらさを感じている実態がうかがえる。



(出典)一般社団法人北海道総合研究調査会によるアンケート調査「生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度の連携に関する実態調査」(N=314)



貸付の窓口職員の声

- ・ 明らかに貸付対象外と分かるケースであっても、必ず資金担当に何とか貸付できないかと打診があり、貸付対象の判断を仰ぐかたちとなっているため資金担当としては負担である。また、自立支援側から貸付対象になるとの連絡を受け、相談者と面談をするが、結果貸付対象外であり、再度自立支援側に案内するなど、相談者の負担になるため、貸付制度についての知識・理解を深めていただきたい。
- ・ 生活福祉資金が負債(将来的に相談者の負担)になることの認識に大きなズレがある。

効果的な連携を行うためには、自立相談支援機関側の貸付制度への理解が必要

◆生活福祉資金貸付制度とは・・・

- 「低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。」事業として位置づけ（生活福祉資金貸付制度要綱）
- 社会福祉法第2条第2項第7号において「第一種社会福祉事業」、「生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業」と規定
- 生活困窮者自立支援法に基づく各事業と連携し、効果的、効率的な支援を実施することにより、生活困窮者の自立の促進を図る。

昭和30年の制度創設以来、その時々々の社会・経済問題に対して機動的に対応し、低所得世帯等に対するセーフティネットとして大きな役割を果たしてきた制度

◆実施主体

- 都道府県社会福祉協議会
（資金の貸付業務の一部を市町村社社会福祉協議会に委託可能）



◆貸付対象

- 貸付対象は、世帯の自立更生を図る趣旨から、**個人ではなく「世帯」単位**

世帯類型	対象要件
低所得世帯	必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税相当）
障害者世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、並びに現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者等の属する世帯
高齢者世帯	65歳以上の高齢者の属する世帯

☆ 生活保護世帯の場合は、保護の実施機関（福祉事務所）において当該世帯の自立更生を促進するために必要があると認められる場合に限り、必要な資金の貸付けが可能。

◆資金の種類





① 総合支援資金の概要

○ 失業者等、日常生活全般に課題を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、**貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯***であって一定の要件を満たす世帯に対して、下表に掲げる費用として貸し付ける資金。

※ 借受人は申請時に自立するまでの自立計画を作成

○ 原則として、生活困窮者自立支援法等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関からの貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していることが要件

資金の種類		対象者	貸付限度額等	据置期間	その他
生活支援費	・生活再建までの間に必要な生活費用 【原則、3か月（最長12か月）】	低所得世帯	(2人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内	最終貸付日から6月以内	(償還期限) 据置期間経過後10年以内 (貸付利子) 保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5% (保証人) 原則必要 (ただし、保証人なしでも貸付可能)
住宅入居費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用		40万円以内	貸付の日（生活支援費と併せて貸付している場合は、生活支援費の最終貸付日）から6月以内	
一時生活再建費	・生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用 ・就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 ・滞納している公共料金等の立て替え費用 ・債務整理をするために必要な経費 等		60万円以内		

◆ 総合支援資金の具体的な運用

問1 総合支援資金の貸付世帯の要件はどのようなものか。

以下のいずれの要件にも該当することが必要

ア 低所得世帯であって、**収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること**

イ 資金の貸付けを受けようとする者の**本人確認が可能であること**

ウ **現に住居を有していること**又は住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること

エ 実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、**自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること**

オ 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の**他の公的給付または公的な貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと**

問2 借受人が貸付申請時に作成する自立支援計画とはどのようなものか。

借受人が現在どのような課題を抱えており、それに対して、いつ頃までにどのように取り組んでいくのか、また、市町村社協又は都道府県社協及び関係機関においてどのような支援を行うのかを借受人との合意の上で作成するもの。

問3 生活支援費の毎月の貸付額はどのように決定されるのか。

生活支援費は、貸付限度額の範囲内で借入申込人の希望、資金の用途や必要性、償還能力を勘案の上、借受人が失業者の場合には、失業前の賃金額等を勘案するなど、真に必要な額を決定する。

(3) ① 総合支援資金の概要

問4 自営業者に対して貸し付けることは可能か。

生活費に対する資金であり、自営業者の事業に充てるための貸付は対象外。

問5 ホームレスに対して貸し付けることは可能か。

ホームレスの場合には、住居を有しないことから、住宅手当を併せて受給する場合を除き、原則対象とならない。ただし、緊急一時宿泊施設等に入所したホームレスが退所し、住宅を確保する場合には、個別に審査の上、貸し付けることは可能。

問6 債務を有する者について貸し付けることは可能か。

POINT

債務を有する者が借入を希望する場合は、機械的に対象外と判断するのではなく、例えば、家計相談支援機関とともに専門機関による支援が行われている場合などにおいては、これらの機関と連携して、貸付の可能性について検討し、必要な者に必要な貸付が行えるようにすることが重要。

問7 債務者が債務整理を行う場合の費用は貸付対象になるのか。

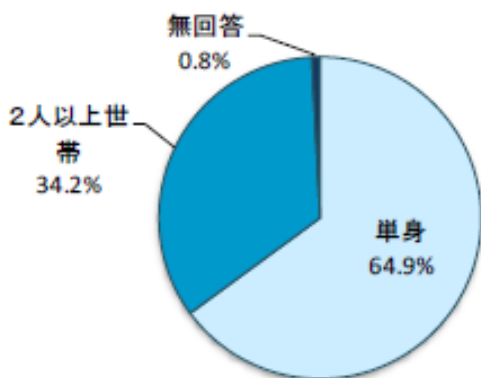
POINT

特に家計相談支援機関及び専門機関と連携を図り、自己破産によらない方法（任意整理、特定調停）で債務整理を行う場合であって、貸付金の償還が見込める場合には貸付を行って差し支えない。
なお、自己破産による場合の裁判所への予納金については、償還の可能性が皆無のため、貸付の対象とならない。

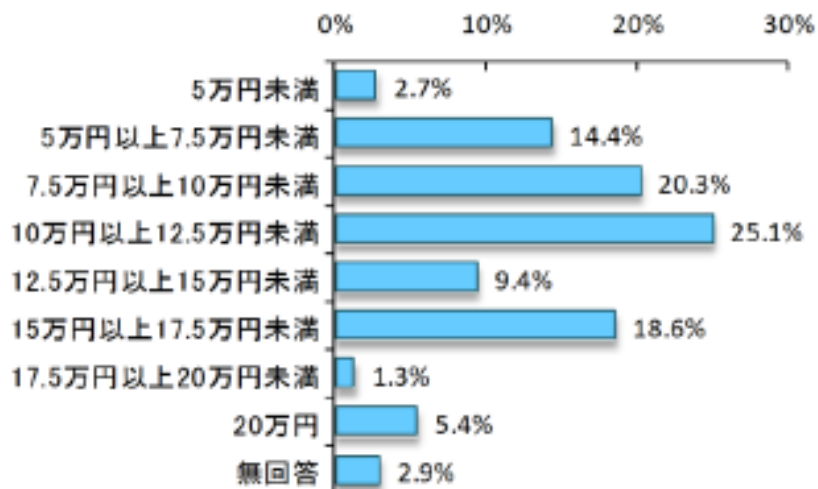
◆貸付を受けた者の状況

- 申込時の世帯情報は「単身」が64.9%、「2人以上世帯」が34.2%となっている。
- 総合支援資金（生活支援費）の借入月額は、「10万円以上12.5万円未満」が25.1%、次いで「7.5万円以上10万円未満」が20.3%。
- 貸付期間については、生活困窮者自立支援制度の施行に伴い、総合支援資金の貸付期間を原則3か月としたことから、実態としても3か月が最も多く約半数を占めている。

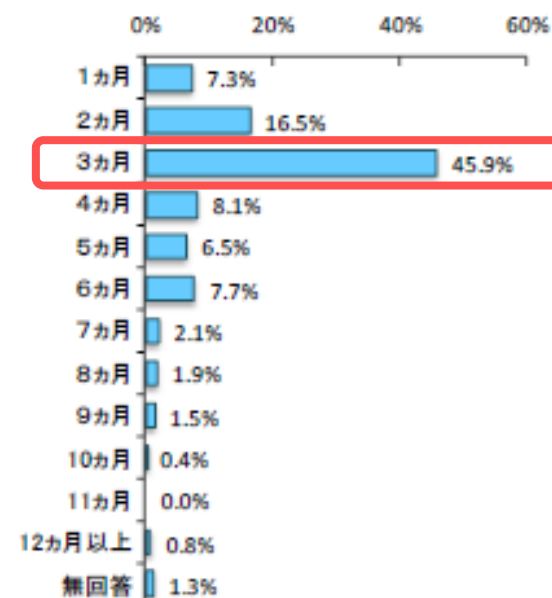
申込時の世帯情報



借入月額(生活支援費)



貸付期間

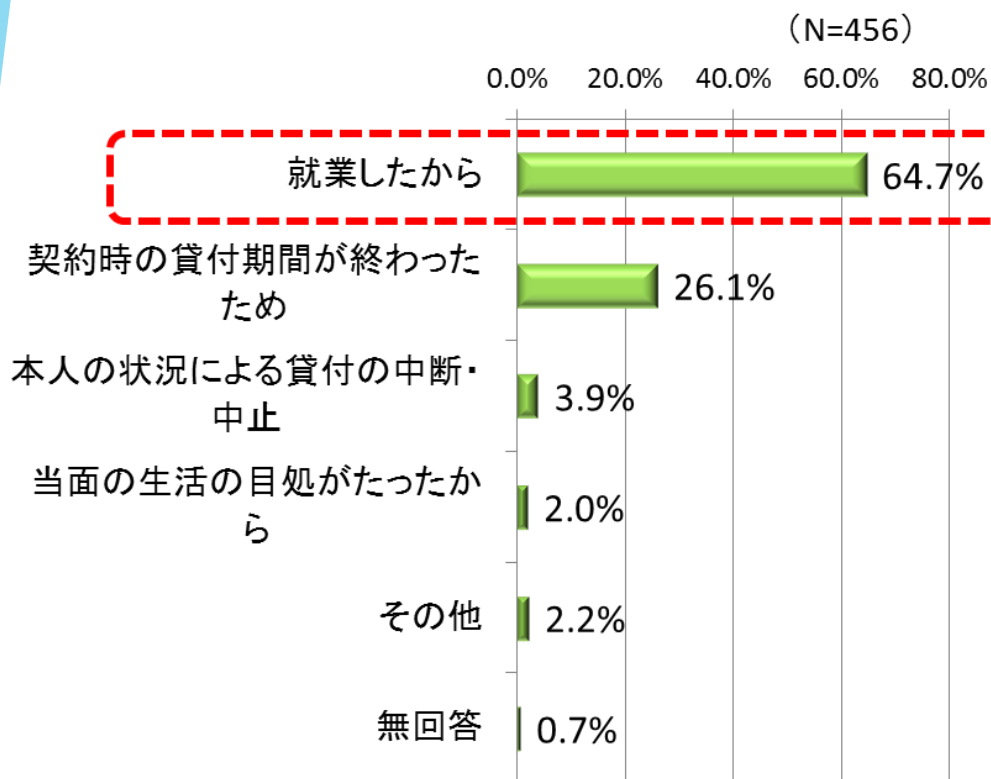


(出典)一般社団法人北海道総合研究調査会によるアンケート調査「生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度の連携に関する実態調査」(N=479)

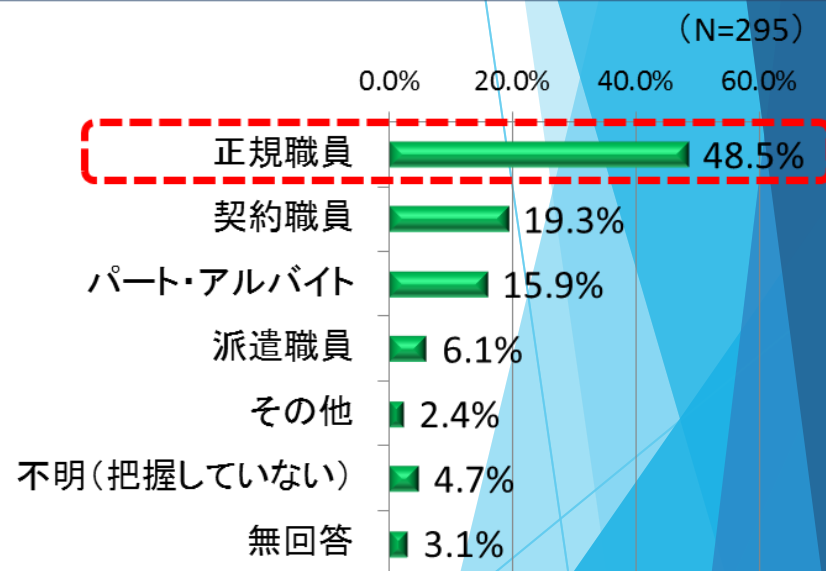
◆貸付決定後の状況①

- 総合支援資金の貸付を受けた人の貸付を終了した理由としては、「**就業したから**」が**64.7%**と最も多く、総合支援資金の貸付が、相談者の自立支援に一定程度寄与しているものと思われる。
- なお、就業による貸付終了者の就業形態を見ると、「**正規職員**」が**48.5%**と約半数を占めている。

1. 貸付を終了した理由



2. 1. で「就業したから」の場合における就業形態



(出典)

一般社団法人北海道総合研究調査会によるアンケート調査「生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度の連携に関する実態調査」

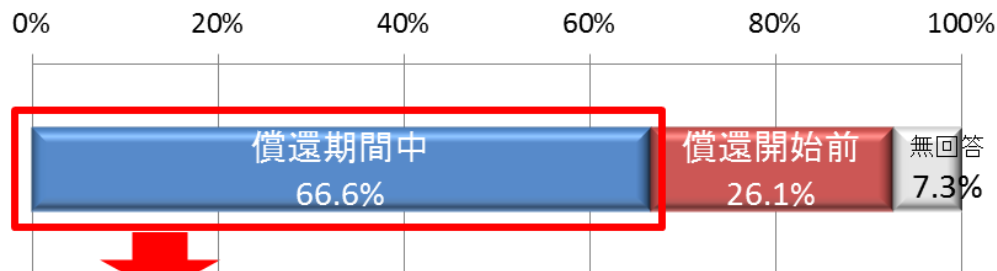
※「平成27年4月～平成28年7月1日までに自立相談支援事業を利用し、総合支援資金(生活支援費)を貸付したケース(479件)について集計したもの。」

◆貸付決定後の状況②

- 自立相談支援事業を利用した総合支援資金貸付で償還期間が到来しているものについて、**償還計画どおりに償還しているものは約4割にとどまる。**
- こうした償還状況について、約75%の生活福祉資金担当が自立相談支援機関に対して何らかの報告を行っている。

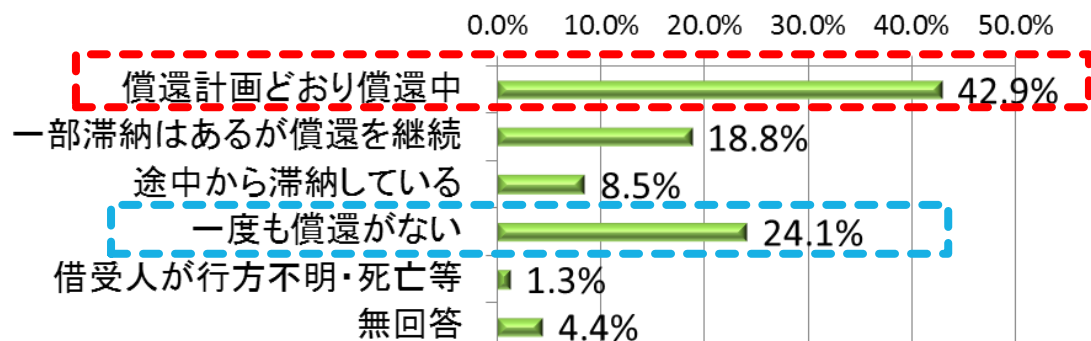
1. 総合支援資金の償還の状況

(n=479、平成27年4月～平成28年7月1日までに自立相談支援事業を利用して総合支援資金(生活支援費)を貸し付けた件数。回答者は175社会福祉協議会)



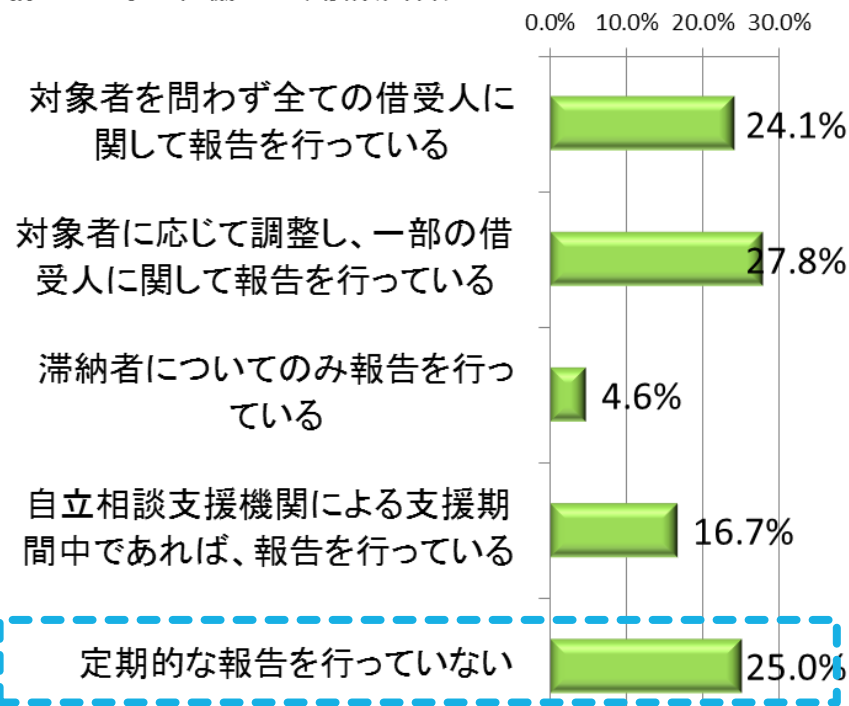
「償還期間中」のうち、現在の償還状況

(n=319)



2. 自立相談支援機関に対する、総合支援資金の償還状況の定期的な報告

(n=108社会福祉協議会、平成27年度に総合支援資金と緊急小口資金の貸付実績があり、自立相談支援事業を担当者が兼務していない社協のみ、複数回答)



② 福祉資金 (福祉費) の概要

- 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して、日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、**一時的に必要であると見込まれる費用がある場合に該当する資金を貸し付ける制度。**
- **民生委員又は民生委員協議会を通じた申込みが必要。**担当民生委員等は借入申込者の**家庭の状況、貸付に関する意見等を記載した『民生委員調査書』を提出。**

資金の種類	対象者	貸付限度額等	据置期間	その他
福祉費	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	580万円以内 資金の用途に応じて目安額を設定 →次のスライド	貸付の日(分割交付の場合には最終貸付日)から6月以内	(償還期限) 資金の用途に応じて据置期間経過後3年~20年 (貸付利子) 保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5% (保証人) 原則必要 (ただし、保証人なしでも貸付可能)

◆ 福祉費の貸付要件の詳細

資金の目的	貸付上限額の目安	据置期間	償還期限
生業を営むために必要な経費	460万円	6月	20年
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を修得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円	同上	8年
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円	同上	7年
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円	同上	8年
障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円	同上	8年
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円	同上	10年
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が 1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円	同上	5年
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が 1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円	同上	5年
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円	同上	7年
冠婚葬祭に必要な経費	50万円	同上	3年
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円	同上	3年
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円	同上	3年

②' 福祉資金 (緊急小口資金) の概要

○ 以下の理由により、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用。市町村社協の受付から概ね1週間以内に資金を送金 (努力義務)

○ 原則として、**生活困窮者自立支援法等による支援を受ける(※)**とともに、**実施主体及び関係機関からの貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していることが要件**

※ 一定の安定した収入があり、一過性の事由により資金を必要としている者等に対しては生活困窮者自立支援法等による支援を受けなくても可

貸付事由

- ☆医療費又は介護費の支払い等臨時の生活費が必要なとき
- ☆火災等被災によって生活費が必要なとき
- ☆年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき
- ☆会社からの解雇、休業等による収入減のために生活費が必要なとき
- ☆滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき

- ☆公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき
- ☆法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき
- ☆給与等の盗難によって生活費が必要なとき
- ☆その他これらの同等のやむを得ない事由であって、緊急性、必要性が高いと認められるとき

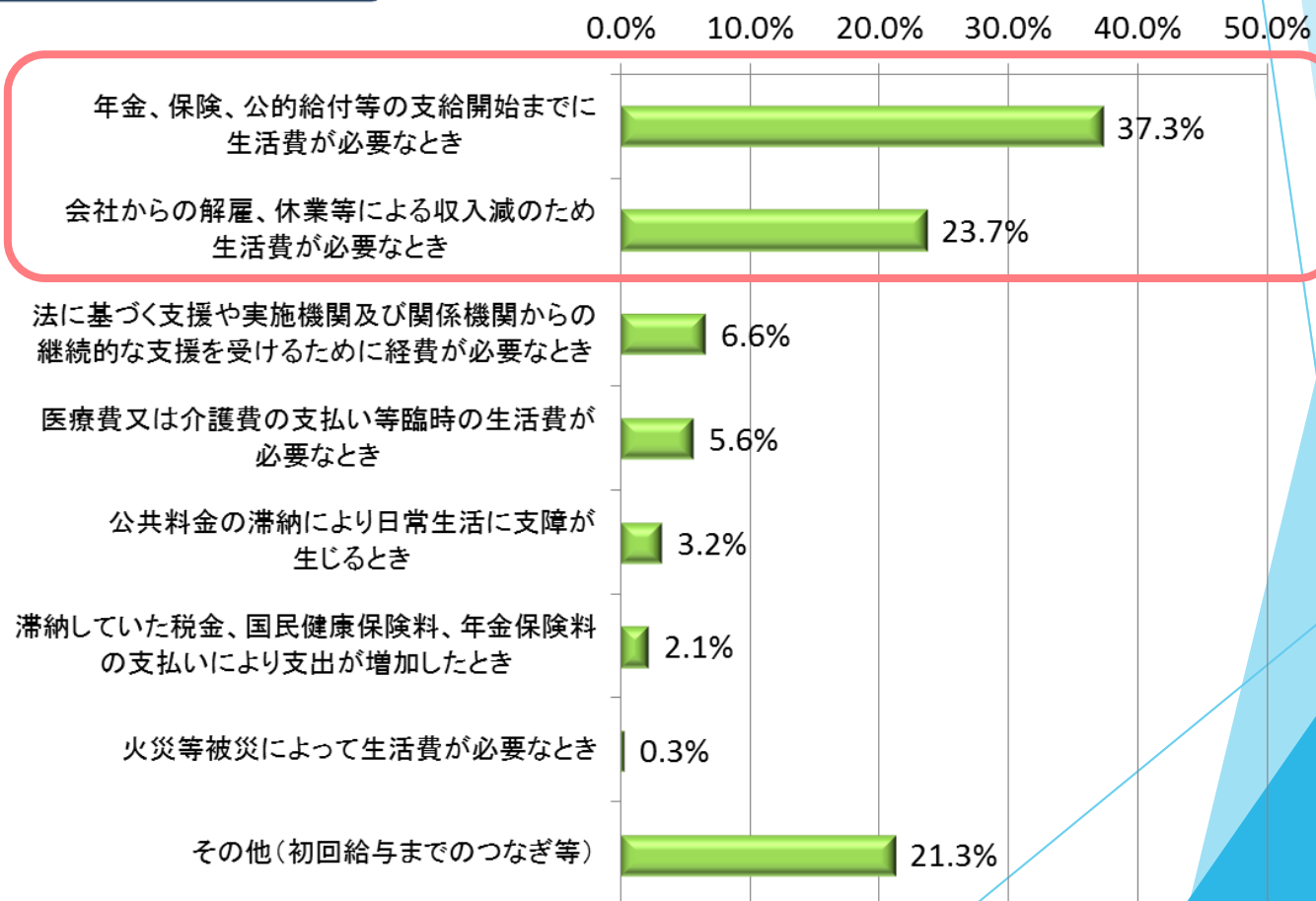
資金の種類		対象者	貸付限度額等	据置期間	その他
緊急小口資金	・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	10万円以内	貸付の日から2月以内	(償還期限) 据置期間経過後1年以内 (貸付利子) 無利子 (保証人) 不要

◆貸付決定の状況①

- 緊急小口資金は、様々な資金需要に応えるものとなっている。

緊急小口資金の貸付事由

(n=8,730 H27年度貸付決定件数)

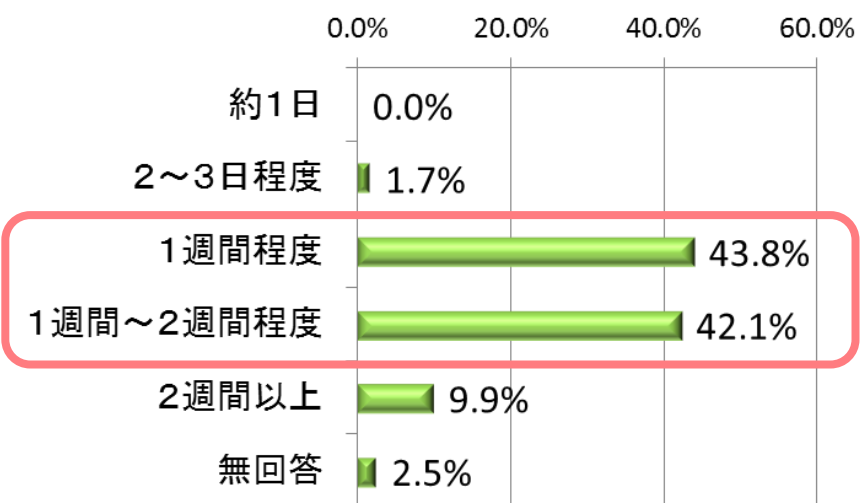


◆貸付までの期間

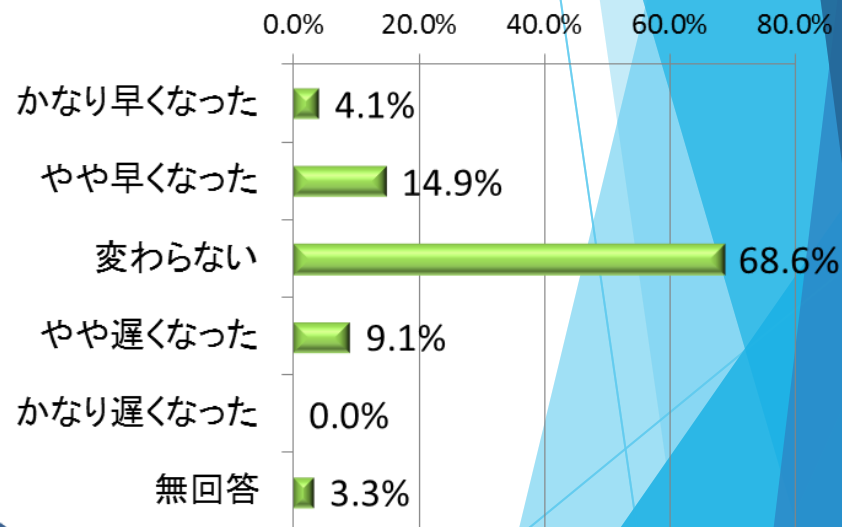
- 緊急小口資金の相談から貸付決定・送金までの平均期間は「1週間程度」と「1週間～2週間程度」で約4割ずつを占めている。生活困窮者自立支援制度施行によっても約7割で変化が見られない状況にある。
- 総合支援資金については、実態として1ヶ月程度かかっているという意見が多い。

1. 緊急小口資金の相談から貸付決定・送金までの平均期間

(n=121社会福祉協議会、平成27年度に総合支援資金と緊急小口資金の貸付実績がある社協のみ)



2. 生活困窮者自立支援制度施行前と比較した変化



3. 総合支援資金の相談から貸付決定・送金までの期間

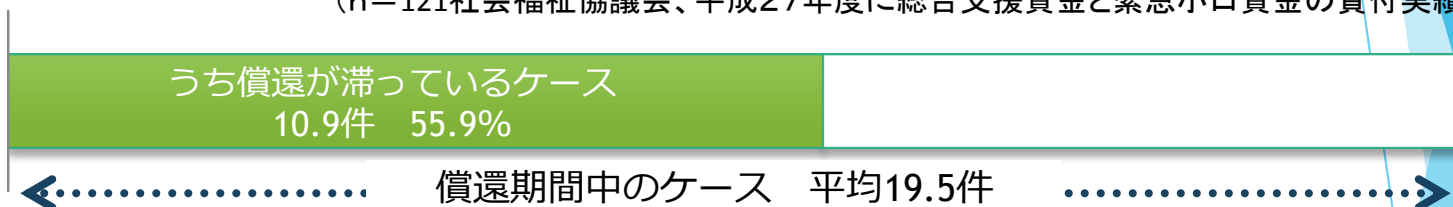
- 自立相談支援機関側からは実態として1ヶ月程度かかっているという意見が多い。

◆貸付決定後の状況

- 現在、償還期間中のケースについて償還状況を見ると、半数以上の償還が滞っている。
- また、貸付決定・貸付送金後の自立相談支援機関との定期的な情報提供を「行っている」割合が63.6%、「行っていない」が26.4%となっている。

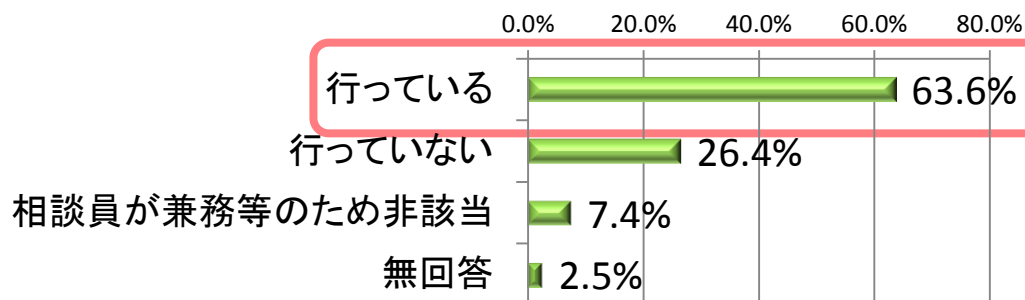
1. 緊急小口資金の概ねの償還状況

(n=121社会福祉協議会、平成27年度に総合支援資金と緊急小口資金の貸付実績がある社協のみ)



2. 貸付決定・送金後の自立相談支援機関への情報提供

(n=121社会福祉協議会、平成27年度に総合支援資金と緊急小口資金の貸付実績がある社協のみ)



◆緊急小口資金の具体的な運用

問1 実施機関や関係機関からの継続的な支援を受けるための貸付とはどのようなものか



法に基づく各事業を利用する際や、就職活動のための公共職業安定所、企業への訪問などのため
の交通費などが想定される。

問2 雇用保険の失業等給付制限期間中の者に対して、貸し付けることは可能か。



自己都合退職者などであって、失業等給付の給付制限期間中の者であっても、申請者の置かれ
ている状況や自立に向けた取組状況等を勘案して、貸付を行って差し支えない。

問3 生活保護の申請を行っている者に対して貸し付けることは可能か。



緊急小口資金は、「公的給付等の支給開始までに必要な生活費」について貸付を行うことができ
ることとしており、生活保護についても、この公的給付等に含まれることから、生活保護申請
者に対し、保護決定され、保護費が支給されるまでの間の生活費を必要とする場合には貸付を
行って差し支えない。



③ 教育支援資金の概要

- 低所得世帯に対し、進学や修学の継続を支援するための費用として貸し付ける資金。
- **民生委員又は民生委員協議会を通じた申込みが必要**。担当民生委員等は借入申込者の**家庭の状況、貸付に関する意見等を記載した『民生委員調査書』を提出**。

資金の種類		対象者	貸付限度額等	据置期間	その他
教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費	低所得世帯	(高校) 月3.5万円以内 (高専) 月6.0万円以内 (短大) 月6.0万円以内 (大学) 月6.5万円以内 ※特に必要と認められる場合には1.5倍の額まで可能	卒業後6月以内	(償還期限) 据置期間経過後20年以内 (貸付利子) 無利子 (保証人) 不要 ※世帯内で連帯借受人が必要
就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費		50万円以内		

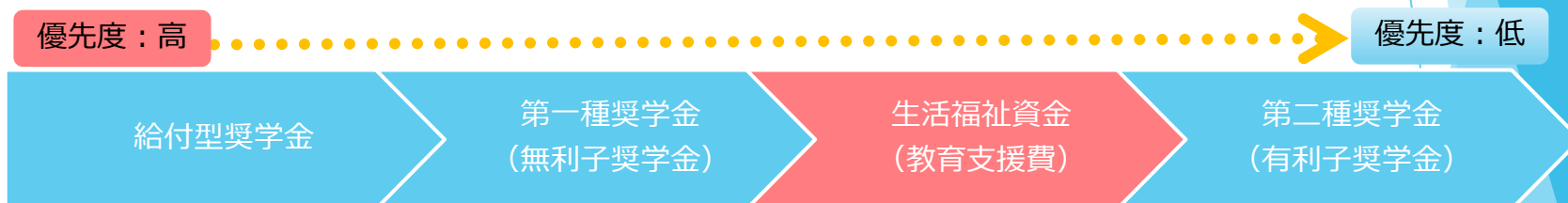
◆教育支援資金の具体的な運用

問1 日本学生支援機構の給付型奨学金、第一種奨学金、第二種奨学金との優先関係如何



生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）は、他制度優先としていることから、まずは日本学生支援機構の給付型奨学金や第一種奨学金の活用可能性を確認することになる。ただし、第二種奨学金については有利子であることを踏まえ、学生の就学にかかる経済的負担を少しでも軽減する観点から、教育支援資金を優先して貸付けて差し支えない。

（参考）優先関係



問2 奨学金の活用では納入期限に間に合わない場合には教育支援資金を貸し付けてよいか。



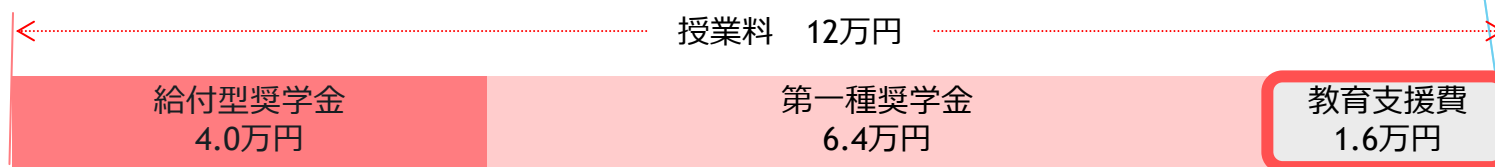
奨学金の申請を行ったが、決定までに時間を要する等とりあえず当面の学費等の支払いが困難である場合には、**必要となる数ヶ月分について教育支援費の貸付けを行うことは差し支えないが**、日本学生支援機構の奨学金が決定され次第、教育支援費の貸付分については償還を行うこととされた。

問3 奨学金の貸与額では不足する場合の対応如何

給付型奨学金及び第一種奨学金の貸与額以上に学費等の経費が必要な場合には、その不足分について教育支援費の貸付限度額の範囲内で貸付けを行うことは差し支えない（借入希望者にとって真に必要な経費に限る）。

(参考) 1か月の授業料が12万円必要な私立大学・自宅通学の学生の場合の貸付例

※ 給付型奨学金・第一種奨学金が利用できる場合



問4 就学支度費の優先順位如何。

入学に際して必要となる経費（入学金等）に対応する「就学支度費」については、日本学生支援機構において平成15年に創設された入学時特別増額貸与奨学金制度があるが、**入学前には貸与されないため、必要な者については、現行どおり、就学支度費の貸付の対象として取り扱われたい。**

この場合、入学時特別増額貸与奨学金制度は有利子であること、また、教育支援資金の対象者が低所得世帯であることにかんがみ、**他制度利用優先の原則にかかわらず、就学支度費の貸付を優先することとして差し支えない。**

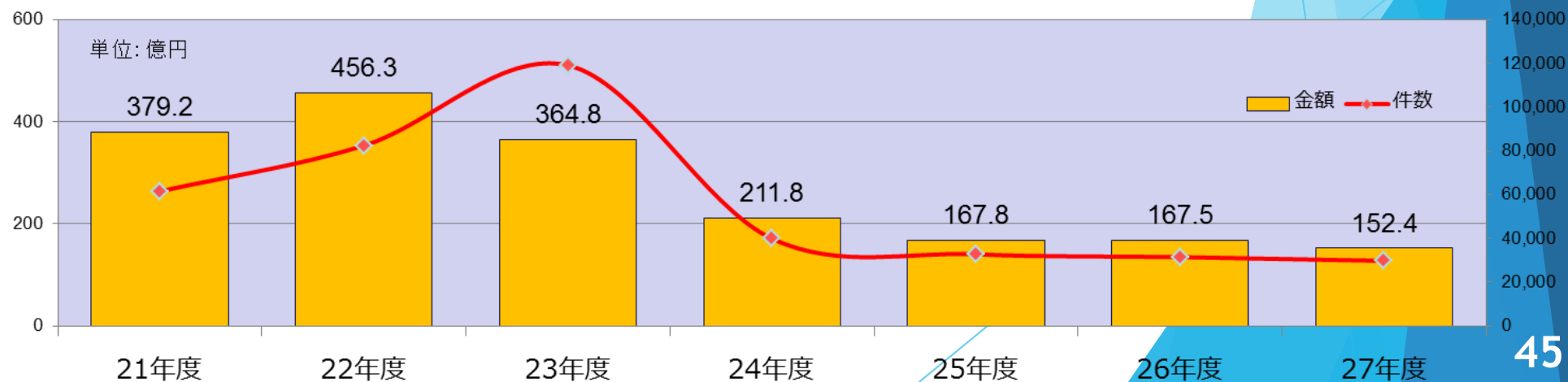
④ 不動産担保型生活資金の概要

- 一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得又は要保護の高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金を貸し付ける制度。
- 要保護世帯向けは、本制度を利用しなければ生活保護の受給を要することとなる要保護世帯であると保護の実施機関が認めた世帯であることが必要

資金の種類	対象者	貸付限度額等	据置期間	利子	保証人
不動産担保型生活資金	・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	低所得 の高齢者世帯 ・土地の評価額の70%程度 ・対象不動産は、評価額1,500万円以上を目安 ・月30万円以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	契約終了後3月以内	据置期間終了時年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 ※推定相続人の中から選任
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	要保護 の高齢者世帯 ・土地及び 建物 の評価額の70%程度（集合住宅の場合は50%） ・対象不動産は500万円以上 ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間			不要

◆生活福祉資金の貸付状況

資金種類	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)
福祉資金 (福祉費)	4,115	33.4	5,066	39.3	4,782	31.3	4,387	24.7	4,359	22.1	4,404	19.7	4,086	18.3
福祉資金 (緊急小口資金)	15,590	13.3	21,376	18.6	81,597	106.7	11,101	8.5	9,253	7.0	8,837	6.6	8,730	6.5
教育支援資金	13,139	93.0	14,287	99.7	14,047	94.0	14,113	94.8	14,215	90.1	14,775	95.1	14,621	93.1
総合支援資金 (H21.10～)	26,353	178.7	41,344	262.2	18,320	103.2	9,920	51.1	4,656	18.5	3,133	11.5	2,057	6.7
離職者支援資金 (～H21.9)	1,960	24.1												
不動産担保型生活資金	371	36.7	358	36.5	321	29.6	368	32.6	320	30.0	332	34.6	288	27.8
計	61,528	379.2	82,431	456.3	119,067	364.8	39,889	211.8	32,803	167.8	31,481	167.5	29,782	152.4

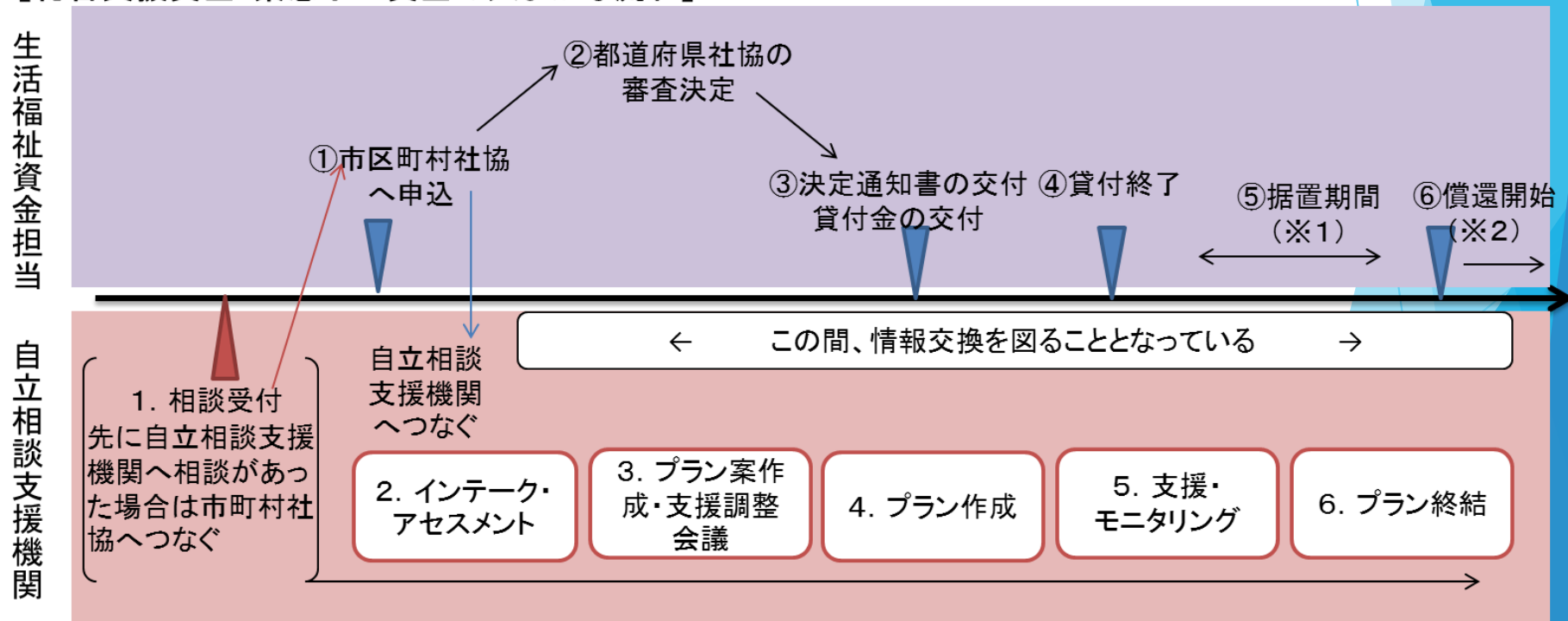


5. 生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度の連携

◆ 自立相談支援事業との連携

- 生活福祉資金貸付制度は、自立相談支援事業と密接な連携を図りながら対応することで、**両制度がともに、より効果的、効率的に機能することが期待されている。**
- その観点から、特に総合支援資金、緊急小口資金については平成27年度から見直しを行い、現状では、以下のような流れで両制度が連携する枠組みとなっている。
 - ※ 自立相談支援事業のプラン作成（2～4）と貸付の審査決定・貸付金の交付等（②～③）のタイミングや、プラン終結（6）と償還開始（⑥）のタイミングは、個別ケースにより様々。

【総合支援資金・緊急小口資金の大まかな流れ】



※1: 総合支援資金の場合は最終貸付日から6月以内、緊急小口資金の場合は貸付の日から2月以内。

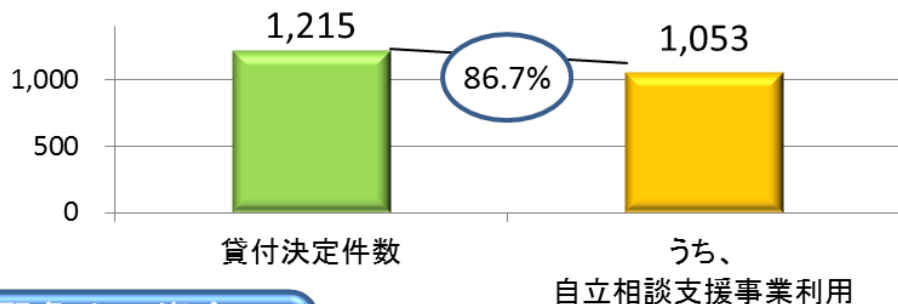
※2: 総合支援資金の場合の償還期限は据置期間経過後10年以内、緊急小口資金は同12月以内。

◆ 自立相談支援事業との連携状況①

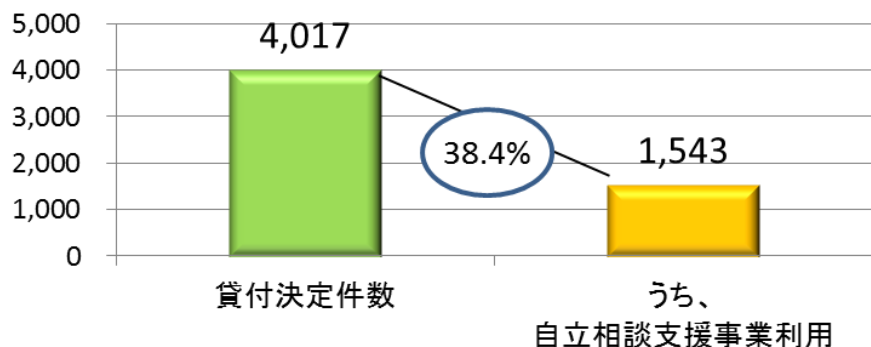
- 生活困窮者自立支援法の施行に伴い、総合支援資金と緊急小口資金については原則として自立相談支援事業のプラン作成とセットにすることとしており、総合支援資金については約9割、緊急小口資金については約4割が自立相談支援事業と併用されている。

1. 平成27年度の貸付決定件数のうち、自立相談支援事業を利用している割合

総合支援資金



緊急小口資金



2. 自立相談支援事業を利用していない理由
(緊急小口資金の場合)

【自治体の一例】

○社協の貸付け相談員が

- ①一時的な支援で自立につながる場合、
 - ②継続支援が必要な場合、
- の見立てを行い、②に該当すると思われる場合についてのみ、自立相談支援事業に繋いでいる。

①の例

「仕事は決まったが、初任給までの繋ぎが必要なケース」「毎月生活できている人で、当月のみ急な出費増があったケース」等

②の例

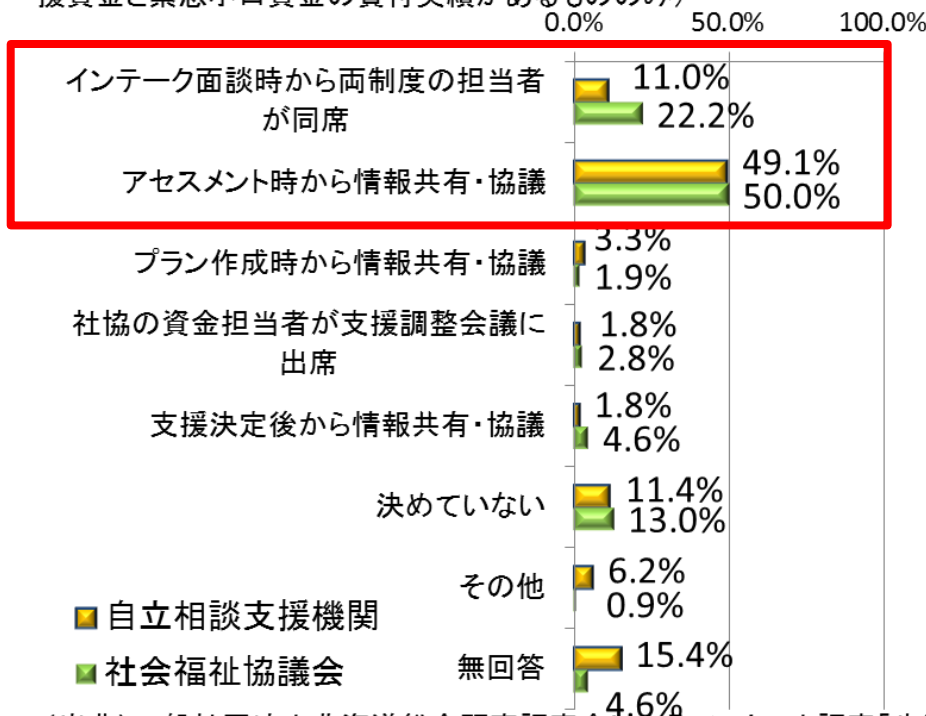
「緊急小口の貸付は必要と思われるものの、それだけでは課題解決に至らないと思われる人」、「就労は可能な様子であっても、定着が難しそう人」、「継続的な支援が必要と思われる人」

◆ 自立相談支援事業との連携状況②

- 総合支援資金における貸付段階での連携については、
 - ・ 自立相談支援機関・社会福祉協議会いずれから見ても、約6～7割がインテーク・アセスメント段階から連携している。
 - ・ 一方、支援調整会議には「社会福祉協議会の資金担当者は基本的に参加しない」が約3割を占めている。
 - ・ 社会福祉協議会側では、自立相談支援機関側のアセスメント情報等を活用している実態が見られる。

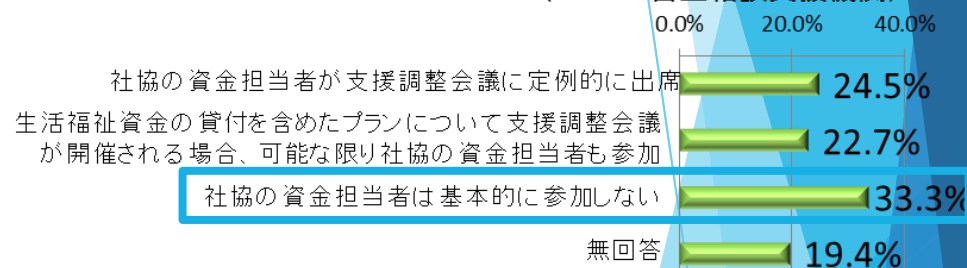
1. 連携開始の具体的なタイミング

(n=273自立相談支援機関、108社会福祉協議会。両制度を兼務していない主体のみ。さらに社協については、平成27年度に総合支援資金と緊急小口資金の貸付実績があるもののみ)



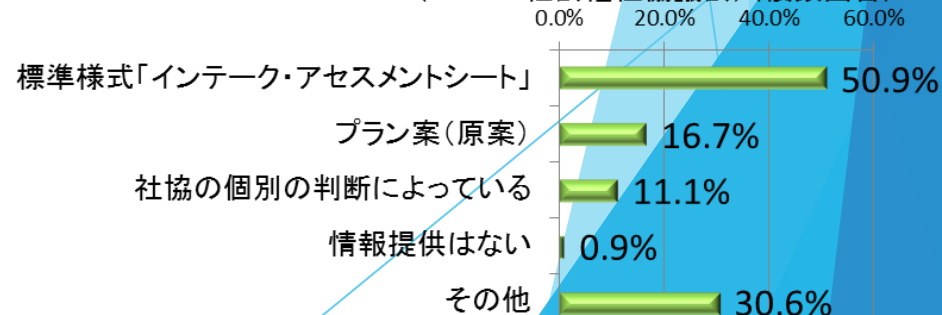
2. 支援調整会議への生活福祉資金担当者の参加

(n=273自立相談支援機関)



3. 社会福祉協議会が貸付申請の妥当性を判断する情報

(n=108社会福祉協議会)(複数回答)



◆ 連携による具体的な効果

(出典)一般社団法人北海道総合研究調査会によるアンケート調査「生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度の連携に関する実態調査」



自立相談支援事業との連携による効果に関する声

- 自立相談支援機関が関わることで、課題を解きほぐし、目標に基づいたプランで定期面談を約束でき、また、プランにおいてつながり先・出口を明確にした上で、関係機関等に協力してもらうといった連携により、滞納のリスクも減ったと思われる。就労定着以降、地域の見守りまでをプランで組み込むことで、貸付し、その後就職したものの、また離職して戻ってくるという事例は少なくなってきた。
- 社協側としては、自立相談支援事業の利用と原則セットにしたことによって、①要件に合わない人（貸付できない層）への対応策・つながりができた＝「自立相談支援機関に受け止めてもらうこと」ができる、②貸付以外の支援方策によって自立支援が可能となったこと、が良かったと感じている。
- 生活困窮自立支援制度が始まる前は、社協で相談受付、アセスメント、貸付可否の判断を一手に担っており、自己完結しなければならない状況であったが、自立相談支援機関が事前にアセスメントをしっかりとらつないでくれるため、事務手続きがスムーズになったと感じている。また、社協に直接相談に訪れた方についても、貸付要件に合わず貸付不可となった場合のつながり先があることは、貸付担当にとっても安心感があり、非常に重要。
- 就労準備支援事業の受託団体は企業とのつながりがかなり豊富で幅広く情報を持っているため、連携しながら就労支援を行うと概ね3～6か月ほどで仕事が決まる。より短い期間で就労が可能となったことで、貸付期間が長期化しないため、その後の返済の負担を軽減できている側面があるのではないかと。

家計相談支援事業との連携による効果に関する声

- 自立相談支援事業によるプランを作成することによって、貸付担当者だけでなく、特に家計相談を行うことで生活全般の見守りに関わっていけるといことが重要である。償還の状況についても家計相談の面談や連絡等により確認することもしやすく、また貸付期間中や据置期間中から償還の意識づけを行うことにもつながっている。
- まずは家計相談支援員とともに返済計画をしっかりと立てた上で、償還時期になり、収入の状況等によって返済が厳しいといったことがわかれば、初期の返済額を減らすなどの変更を行い、計画を立て直すことができるようになり、利用者も少額でも返し始めようという動きもみられるようになった。

◆ おわりに

- ・ 生活福祉資金は貸付制度であることから、活用可能な給付・減免等の他制度の優先を徹底し、償還見込みも勘案した上で、相談者の多額の債務とならないよう、有効な貸付を行うことが重要。
- ・ また、複合的な課題を抱えた生活困窮者の一時的な資金需要に対して単に貸付を行うだけでは本質的な解決にはならないことにも留意が必要。

生活困窮者のより一層の自立を促進するためには、それぞれの地域で生活福祉資金制度と生活困窮者自立支援制度が連携を密にし、**効果的な支援体制を構築することが重要**



～ ご清聴ありがとうございました ～